

人吉市都市計画審議会議事録

日 時 : 令和3年7月8日(木) 午後1時00分～午後4時00分
場 所 : 人吉市中原コミュニティセンター大会議室
出席者 : 【委員】宮本稔也、田中幸輔、宮崎右男、宮原正名、今村 修、柴田 祐、星野裕司、
西信八郎、徳川禎郁、池田芳隆、西 洋子、本村令斗、中村良一、奥山和弘、
足達昌子
【幹事】久本禎二、瀬上雅暁、土肥將資
【事務局】今田恵之、布見龍治、高澤智子、西富貴
【都市計画課】豊田泰彦、山村ゆき
【復興局】元田啓介、瀧上聖也

1 開 会

布見主幹 : 皆様、こんにちは。

委 員 : こんにちは。

布見主幹 : 定刻になりましたので、ただいまから人吉市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。本日、司会を務めさせていただきます都市計画審議会事務局の建設部管理課管理係の布見と申します。よろしくお願いいたします。

今回の都市計画審議会においては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、皆様ご発言の際にはマスク着用のままでお願いいたします。

それでは、まず、資料の確認をさせていただきます。

「会議次第」、「都市計画審議会委員名簿」、「資料1 都市計画審議会について」、「資料2 人吉市都市計画審議会運営要項(案)」、「資料3 人吉市都市計画審議会傍聴実施要領(案)」、「資料4 人吉市都市計画被災市街地復興推進地域の決定」、「被災市街地復興特別措置法」、「参考資料1 地籍図ベースの図面」、「参考資料2 意見書要旨と市の見解」を配布いたしております。

お手元の資料等に不備等はありませんでしょうか。

委 員 : ありません。

布見主幹 : それでは、はじめに、瀬上建設部長がご挨拶申し上げます。

2 部長挨拶

瀬上部長 : 委員の皆様こんにちは。

委 員 : こんにちは。

瀬上部長 : 本日はご多忙な中、人吉市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本審議会の幹事でございます、建設部長の瀬上雅暁と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からひと言ご挨拶申し上げます。

令和2年7月4日の豪雨災害からちょうど一年が経過したところでございますが、テレビでは特集番組も多く組まれておりました。その中で当時の状況を伝える映像も数多く流されておりました。改めて今回の災害の凄まじさ、自然の驚異というものを感じたところでございます。現在、国、熊本県をはじめ、日本全国の自治体から人的、物的、また、金銭的にも多くの支援をいただきながら、今次災害からの復旧復興に取り組んでいるところでございます。被災者の生活再建の状況でございますが、家

屋の応急修理には１００７件の申請がなされ、その内９７９件が完了し、また、仮設住宅などからは１８０の世帯の方が退去され、徐々にではございますが、生活の再建がすすんでいるところでございます。一方で、建設型仮設住宅にお住まいの方が３２７世帯、賃貸型応急住宅にお住まいの方が４２５世帯、被災者用に整備いたしました市営住宅にお住まいの方が１２４世帯、合計８７６世帯の方が未だに仮住まいを余儀なくされているという状況でございます。

今回は人吉市都市計画被災市街地復興推進地域の決定についてご審議をいただくということになります。特に被害の大きかった中心市街地と青井地区の復興を図るうえで大変重要な都市計画決定でございますので、委員の皆様の忌憚のないご意見、それからご指導をお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

３ 委員紹介

布見主幹：それでは、審議に先立ちまして、委員の皆様方をご紹介します。

恐れ入りますが、名前を読み上げますので、その場でご起立いただき、その後、ご着席いただきますようご協力のほど、よろしくお願いいたします。

熊本県司法書士会 人吉支部 宮本様

宮本委員：よろしくお願いします。

布見主幹：元人吉市建設部長 田中様

田中委員：よろしくお願いします。

布見主幹：人吉市農業委員会 会長 宮崎様

宮崎委員：よろしくお願いします。

布見主幹：熊本県建築士会 人吉支部 支部長 宮原様

宮原委員：はい、お世話になります。よろしくお願いします。

布見主幹：人吉商工会議所 専務理事 今村様

今村委員：よろしくお願いします。

布見主幹：人吉市健康推進委員会 会長 足達様

足達委員：よろしくお願いいたします。

布見主幹：熊本県立大学 環境共生学部 居住環境学科 教授 柴田様

柴田委員：よろしくお願いいたします。

布見主幹：熊本大学 くまもと水環境・減災研究教育センター准教授 星野様

なお、星野様は、今回、リモートでご参加いただいております。

星野委員：すみません。よろしくお願いします。

布見主幹：人吉市議会議長 西様

西信委員：はい、よろしくお願いします。

布見主幹：人吉市議会議員 徳川様

徳川委員：はい、よろしくお願いします。

布見主幹：人吉市議会議員 池田様

池田委員：はい、よろしくお願いします。

布見主幹：人吉市議会議員 西様

西洋委員：はい、よろしくお願いします。

布見主幹：人吉市議会議員 本村様

本村委員：はい、よろしくお願いします。

布見主幹：国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所 人吉出張所 所長 中村様

中村委員：よろしくお願いします。

布見主幹：熊本県県南広域本部 球磨地域振興局土木部長 奥山様

奥山委員：よろしくお願いします。

布見主幹：なお、人吉温泉さくら会 会長 有村様、一般社団法人 ひとよし球磨青年会議所 松原様にも委員をお願いいたしておりますが、本日は所用によりご欠席でございます。

引き続き、本審議会の幹事を紹介いたします。

久本水道局長

久本局長：よろしくお願いします。

布見主幹：瀬上建設部長

瀬上部長：よろしくお願いいたします。

布見主幹：土肥建設部次長兼都市計画課長

土肥次長：よろしくお願いいたします。

布見主幹：以上の3名でございます。

なお、本日の出席者は15名で、人吉市都市計画審議会条例第5条第2項の規定にあります委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日は、熊本県土木部道路都市局都市計画課及び熊本県企画振興部球磨川流域復興局からオブザーバーとしてご出席いただいております。

4 会長選出

布見主幹：続きまして、会長選出となっております。

会長につきましては、人吉市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、名簿の左に記載してあります第2条第1項第1号学識経験のある者から、互選により選出していただくということになっております。ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

今村委員：はい。事務局案がありましたらお願いします。

布見主幹：ただいま、事務局案とのご発言がございましたので、事務局の案といたしましては、熊本県立大学環境共生学部 居住環境学科教授の柴田様にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

委員：異議なし。

布見主幹：ありがとうございます。

それでは、人吉市都市計画審議会の会長を柴田様にお願いいたします。

柴田会長におかれましては、会長席に移動をお願いいたします。

まず、会長のご挨拶をお願いいたします。

柴田会長：皆さんどうもこんにちは。ただ今ですね、会長ということで選出いただきました、熊本県立大学の柴田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。一言ご挨拶申し上げたいと思いますが、私はですね大学の方でいわゆる建築学の分野の地域計画とか農村計画という分野を専門としております。ですので、熊本県下の農村部を中心にさまざまな地域づくり、まちの活性化とかそういったようなことをですね住民の方と一緒にさせていただいたり、研究をさせていただいております。今回ですねこのような非常に重要なですね会議のですね会長ということで、ちょっと緊張しておりますが、これまでですね人吉市さんとはですね景観審議会の方に関わらせていただいたり、それからそのほかで熊本地震のですね復興の方でもですね各市町村でお手伝いをさせていただいておりますので、そのような経験をですね多少は活かしてこの会を進めさせていただきたいと思っておりますので、皆さんどうぞご協力のほどよろしく

お願いいたします。

布見主幹：今回の審議につきまして、傍聴人より写真撮影等の申し出がっております。人吉市附属機関等の会議の公開に関する要項第6条第3項第3号では写真等を撮影し、又は録音しないことと定めてありますが、附属機関等の長が許可した場合を除くとなっております。会長のご判断をよろしくお願いいたします。

柴田会長：はい。ちょっと確認なんですけども、その申し出いただいているところは、報道機関というふうに考えてよろしいのでしょうか。

布見主幹：はい。そのとおりでございます。

柴田会長：はい。ということであれば、広く市民の方であるとか県民の方にもですねこの状況というものをお知らせするうえで重要だと思いますので、傍聴人の写真撮影及び録音につきましては、許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

布見主幹：ありがとうございました。

5 会長職務代理者の指名

布見主幹：続きまして、会長職務代理者の指名につきましてご説明いたします。

人吉市都市計画審議会条例第4条第3項で会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとなっておりますので、柴田会長よろしくお願いいたします。

柴田会長：はい、ただ今ですね、事務局から説明がありましたとおりですね、職務代理者を会長の方から指名するという事になっております。これまでのご経験も踏まえまして田中幸輔さんを会長職務代理者に指名したいというふうに思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員：異議なし。

柴田会長：はい、ありがとうございます。それではですね田中幸輔さんをですね会長職務代理者ということでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

田中委員：よろしくお願いいたします。

6 協 議

布見主幹：続きまして会議次第の6「協議」でございます。人吉市都市計画審議会条例第8条で、「この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。」となっております。今回、事務局より資料2「人吉市都市計画審議会運営要項（案）」及び資料3「人吉市都市計画審議会傍聴実施要領（案）」の2件についてを審議会でご協議いただきたく、協議事項として挙げさせていただいているところでございます。

柴田会長：今ご説明があったとおりなんですけれども、若干説明等していただけますでしょうか。この2点につきまして。

今田課長：はい、それでは補足説明させていただきます。

本市の都市計画審議会につきましては、「人吉市都市計画審議会条例」及び「人吉市附属機関等の会議の公開に関する要項」に基づき開催されており、審議会の運営に関する要項等の定めがなく、これまで行われてきた経緯がございます。今回ご協議をお願いする2件につきましては、運営要項、会議の公開及び傍聴などの規定について人吉市都市計画審議会として定め、本日の審議より、条例、要項、要領に則り、これまで以上に安定した審議会運営を行っていただくために定めるものでございます。資料2でございますが、運営要項になります。ポイントは第4条にWeb会議システムを利用した審議会の開催について定めております。さらに第5条に書面会議について定めております。これはどちらも新型コロナウイルス感染拡大防止などの観点か

ら定めるものでございます。また第9条、審議会の公開中に、都市計画法、土地区画整理法及び建築基準法についての非公開部分を入れております。さらに第10条、議事録については人吉市附属機関等の会議の公開に関する要項第11条で「附属機関等の会議を公開したときは、当該会議における会議録をその確定後、所管課において1年間閲覧に供するものとする。」となっておりますが、これまで規定されていなかった議事録の署名及び公開、これはホームページ等に公開するものでございますが、それについて定めるものでございます。

資料3につきましても人吉市附属機関等の会議の公開に関する要項に基づくものの傍聴の受付及び入場の時間等や、飲食については熱中症等予防のための水分補給の許可などの細かい部分を入れ込んで今回実施要領として定めるものでございます。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

柴田会長：どうもありがとうございました。資料2の方が審議会の運営に関する要項ということでございますので、ご説明があったとおりWebシステムとか書面会議、それから審議会の公開ですね。原則として公開ということですが、と、議事録についてが要点かな、と。で、3の方が傍聴に関する規定であると。こういったことが今までなかったので、ここできっちり定めておこうということでございます。何かこの2点、2つの資料につきましてですねご質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。

本村委員：よろしいですか。

1枚目の方の資料にですね、運営要項のところの審議会の公開なんですけれども、ちょっと昨日資料をもらったときに聞けなかったんですけど、これに関わってですね、当然プライバシーの問題のことは公開しないというのはわかるんですけども、最後の採決のところが話があったんですけども、この要項のこの審議録の公開から見ればですね、採決は、私たちが受けている職責の重さに関しても、費用弁償をちゃんと貰っている面からしてもきちんとした判断を下すべきだと思うんですけど。きちんとはやりこれからすると、原則として公開するのですから、採決は公開のうえに行われるべきものだと思うんですけど、その点どうかということをお聞きしたいのですけど。

柴田会長：はい、事務局の方はいかがでしょうか。

土肥次長：お答えいたします。皆様の判断に左右されることも考えられますので、採決につきましては非公開ということでお願いしたいと思います。

本村委員：この要項から非公開となる理由はないと思うんですよ。この要項からしてもですよ。例えばこう見ても円滑な審議が著しく阻害されるという場合ですね、もちろんここで傍聴者の方がめちゃくちゃだったと思いますよ。ちゃんと正式に傍聴されている会において、やはりこの採決はそういう状況じゃない限りは公開される、これに照らしてもされるべきだと思うんですけど。

柴田会長：はい、ということですが、いかがでしょうか。

土肥次長：この要項、要領の中にもですねはっきりと公開、非公開というのは定めて、基本的に公開ということですが、最終的にはですね、内容によっては非公開とするのは判断につきましては会長の判断ということになりますので、そちらの方で対応するのかなというふうに思います。

本村委員：ということですので、私は会長にはですね、ぜひ採決も公開されるようにしていただきたいと求めたいと思います。

柴田会長：はい、ありがとうございます。まずここで確認というかですね、要項上は別に採決に

ついて非公開とするとは定めていないということですよね。で、一応今回の、恐らく皆さん事前に説明があったと思うのですが、採決部分については非公開としてはどうかという事務局からのご提案があったということですよね。それにつきましては理由としては、採決に何と言うんでしょうか、しにくいというふうにおっしゃる方もいらっしゃるんじゃないかというですねご判断だった訳なんですけど、これについては皆さんいかがでしょうか。ご意見があればと思いますが。私が独断で判断してもいいのですが、やはりそういうふうにはしたくなく、皆さんのご意見を踏まえてというふうに思っているところなんですけれども。

宮本委員：司法書士会から参りました、宮本です。私の方の考え方は、原則公開すべきで、個人的には採決の際、相当のことがない限りは公開していただいても構いません。先ほど本村委員からありました、費用弁償等いうものを、重責を負った中での判断ということですので、私もそのようには考えております。

柴田会長：はい、どうもありがとうございます。他はいかがですか。ちょっとそれはしんどいなというご意見もあれば、とも思うのですがいかがでしょう。と言って順番に聞いていて割れてしまっても中々判断に難しいところではあります。とりあえず今日どうするか、ちょっと後回しにさせていただきまして、この2と3の運営要項と傍聴実施要領につきましてはいかがでしょうか。

宮本委員：引き続き申し訳ございません。資料2のですね運営要項の第9条をご覧ください。審議会の公開についてです。先ほどこの最初の入りの時にですね、審議会は原則として公開とする、ただし次の各号のいずれかに該当する場合会長は当該審議会を公開しないことができるという、この部分なんですけど、条文の建て付けとしてですね、会長のご判断で公開しないことができるという条文をつくってあるんですけども、何らかの限定列举で、この場合は公開しないことができるというのをお付けしたうえで、何か要件をつけた方がいいのではないかなというのが、法律の条文の建て付け上明確になると思うんです、公開しないことができるという。確かに1、2、3、4、5、と1号から5号まで事例は列举してあるんですけども、あくまでこれは事例列举であって、今度は、会長判断がこれだけでもできないということになるのが、ちょっと幅が広くなり過ぎないかなという心配がございます。いかがでしょう。

柴田会長：はい、事務局の方はいかがでしょう。このあたり、どういう考え方でこういう建て付けにしたのかということでございますが。

では追加で宮本委員にお伺いします。例えばそうである場合、どのような条文をつくるのが相応しいというか、考えられるでしょうか。

宮本委員：具体的に審議会の公開でこの1号から5号までの限定があるわけですね。例えばこういった議案を審議する場合とかいうのはありますのでこれに例えば、具体的などころまでは私も考えついてはいないんですけども、ちょっとこれでは広過ぎないかなと。これが1号から5号まで全部出たときに、会長のご判断になろうかと思うのですが、しないことができるというところが非常に…

柴田会長：例えば5号のところでは会長は以下のような場合は非公開とすることができるということで、1、2、3、4、5みたいなのが、例えばあるとか、そういうもう少し限定したらどうかという。

宮本委員：そうですね。今おっしゃったところで言えば5号のところを条文のおもてに、中核に持ってきて、審議会を公開することにより公正または円滑な審議が著しく阻害されという部分がある場合はすることができるとか、1号から4号の事例列举で、という建て付けもあっていいのかなと思います。5号だけが具備しているような形なん

ですよね。

柴田会長：なるほど。ありがとうございます。というご意見でしたが、いかがでしょうか。

瀬上部長：はい、ご意見ありがとうございます。今回のこの審議会の公開のところの条文を出した意図としましては、基本的に個人情報保護のためというところでこの条項を設けさせていただいたというところがございます。特に今回、3項、都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書が提出されている議案を審議する場合というところに該当するものが今回出てまいりますので、そこを非公開にするべきではないかというところで今回あげさせていただいたところがございます。宮本委員が今回出されました意見は今後につきまして改正等を考えさせていただければと思いますので、今回につきましてはこの要項をお認めいただければと思っているところがございます。以上です。

柴田会長：ありがとうございます。現実的にはここで条文をいじるというのはかなり難しいので、一旦これで進めさせていただいて、もう少し協議をしながらこのもう少し限定的な部分というのを追加するというところでよろしいでしょうか。

とりあえず今日の部分についてはこういった形で進めさせていただきたいと思いますが、今のこの討論については見直しも含めてということではありますが、そのほかはよろしいでしょうか。

はい、それではですね、今とりあえずそういったある意味条件付きということでご承認ということではよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それではですね、これで実施するというにしたいと思いますが、先ほどの公開非公開の部分、採決の部分ですね。今決めておいた方がいいですよ。進行的にはですね。本日なんですけれども、予定としましては、意見書でかなり個人情報が出てきますのでそこは非公開にするということではしております。そのあと採決がある予定にしておるんですけれども、その採決部分まで非公開という予定だったんですが、採決からまた公開にするという、今お二人のご意見でしたけれどもその部分につきまして、ほかの委員の方々いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。手を挙げにくいというのがあるということはございませんか。

今村委員：個人的にですね委員の委嘱を受けておりますけれども、私も団体に所属している身でございますので、採決についてはですね、非公開ということをお願いしたいというふうに思います。

柴田会長：はい、ありがとうございます。そういったご意見もございましたということではありますが、いかがでしょうか。中々ナイーブな案件なんですけれども、どうでしょうか。私はもちろん公開が原則的には相応しいと思っておりますが、都市計画審議会の性質上ですね、例えばこの一番下の3号の市の住民の方々がいらっしゃるんですかね。今日ご欠席の方も二方ありますけれども。中々、その辺、そういった方々、今の団体の方々とか、テレビとかカメラがある前で手を挙げにくいという気持ちもとても良くわかるんですけれども。いかがでしょうかね。そこらへんを事務局としてはお考えになって本日は採決の部分まで非公開にしてはどうかというご提案だったんですけれども。いかがでしょうかね。私もどちらかというとその方が手を挙げやすい方もいらっしゃるという限り、そのようにした方がいいのではないかなというふうに思うのですが。もちろんそのあとこういう結果でしたということは、改めて公開にして申し上げますので、今回は原案のとおり採決部分まで非公開ということにしたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。本村委員、よろしいでしょうか。

本村委員：いいとは思いますが、まあ。

柴田会長：致し方ないというか。

宮本委員：ちょっとよろしいでしょうか。

柴田会長：はい、どうぞ。

宮本委員：おっしゃるように、団体のほうから参加されている方の採決に関する考え方というのは十分承知できる、非公開ということも考え方としては成り立ちうとは思っております。ただ、そのあといわゆる採決に関して、是か非かということに関して、例えば本人の、委員の同意を得て、公開してもいいよというのは私は個人的には、個人の立場として来てますので公開していただいて構いません。原則非公開ということで、やはり団体の方には厳しいところがあるというのは重々承知していますけど、逆に、積極的に公開してくれという方は出してもらっても差し支えないという立場です。ただ、会議自体としては、非公開としても構わないと思います。

柴田会長：はい、ありがとうございます。通常、どれが通常かわかりませんが、一般的にはおそらく誰がマルで誰がバツかまでは公開していないと思うんですね、都計審の場合はですね、してないと思います。採決が非公開、公開はたぶんその時々、場所場所によってさまざまではないかなというふうに思いますので、今、まさしくその状況ではないかなというふうに思いますが、先ほど申し上げましたとおり、やはりそういった方がいらっしゃるということでもありますので、今回は申し訳ございませんが非公開ということに、採決まで非公開ということを実施させていただきたいというふうに思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは続きましてですね、次のほうに進みたいと思います。事務局のほう、よろしくお願いいたします。

布見主幹：続きまして、議事録の署名についてご説明いたします。ただいまご承認いただきました、人吉市都市計画審議会運営要項第8条第1項で、「審議会について議事録を作成するものとし、当該議事録には、会長及びあらかじめ会長が指名する委員2人が署名するものとする。」となっておりますので、会長にご指名いただきたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

柴田会長：議事録の署名です。公開に向けた署名ということになりますけれども、今回はですね今村修さんと、徳川禎郁さんの方に議事録の署名人として指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

7 人吉市の都市計画審議会の役割と本日の審議について

布見主幹：続きまして、都市計画審議会の役割と本日の審議について管理課長の今田がご説明いたします。

今田課長：それではご説明させていただきます。都市計画審議員の委嘱をして初めての審議会となりますので、審議に先立ち、人吉市都市計画審議会の役割と審議について、簡単にご説明したいと思います。

人吉市都市計画審議会とは、都市計画法第77条の2の規定により、市が決定する都市計画について調査審議をすること。市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議すること。都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。とされております。具体的には、市決定である都市計画（用途地域、防火及び準防火地域、高度地区、地区整備、市が整備する道路、面積が10ヘクタール未満の公園や緑地など）について、市が都市計画の決定や変更を行う場合、その都市計画の案を審議し、審議会として都市計画決定・変更することが妥当であるかどうかを決定します。その後、市は、原案どおり答申を受けた場合は、県との協議を行い、都市計画を決定・変更することになります。また、県が定める都市計画（市街化区域及び市街

化調整区域、県道または高速自動車道路以外の自動車専用道路、県が設置する面積が10ヘクタール以上の公園や緑地など）について県が都市計画の決定や変更を行う場合、県からその都市計画の案に対し意見を求められますが、その際も、市の都市計画審議会で審議し、可・否を決定し、市の意見として県に回答することとなっております。

続きまして、本日の審議についてでございますが、令和2年7月豪雨により本市が甚大な被害を受けたことは連日の報道等で皆様承知のところであると存じます。現在人吉市では同じような被害状況や課題を抱える行政区をひとまとまりとし、8つの地区を重点地区と捉え、住民と行政が一体となり復興まちづくりに向けて取り組んでおります。その中でも被災市街地復興特別措置法に基づき、特に緊急かつ健全な復興を図るエリアについては、事業実施までの間、建築等の制限を定めて復興まちづくりの取り組みをすすめることが必要であることから、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行い、迅速に良好な市街地の形成と都市基盤の整備を図りたいと考えているところでございます。この被災市街地復興推進地域の都市計画決定については、先ほど述べました被災市街地復興特別措置法に基づき地域の指定を行うもので、指定された地域については地域内の土地において建築行為等が制限され、土地の造成、建築物の建築には市長の許可が必要となります。本日の都市計画審議会では、今回人吉市長より付議されました、人吉市被災市街地復興推進地域の決定について都市計画法第77条の2の規定に基づき人吉市都市計画審議会に諮るものでございます。

以上、人吉市都市計画審議会と本日の審議についての説明を終わります。なお、資料1には関係法であります都市計画法の抜粋や、人吉市都市計画審議会条例を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上でございます。

8 議 事

布見主幹：それでは、議事に入ります前に事務局から資料の配布がございますのでしばらくお待ちください。

では、議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

柴田会長：はい、それでは議事に入りたいと思います。今日は人吉市都市計画被災市街地復興推進地域の決定についてというのが議題となります。今資料が配られたとおりです。今、今田課長の方からも説明があったとおり、都市計画審議会というのは都市計画法に基づく審議会でございます。市が都市計画決定ですね、今回のことに限らず決定をする際には、この審議会の議を経るということに法律上なっております。議を経るとはどういう意味かということ、ただ単に意見を述べるということではなくて、ここで採決をして、マルかバツかを決めないといけないんですね。ここでバツとなったら、市はもう一回案を考え直さなければならない。ここでマルとなって初めて市はその都市計画に関する決定をすすめることができる、というかなり重要な役割になっているのがこの都市計画審議会でございます。ほかの審議会だとただ一旦意見を述べるだけという審議会もございますが、都市計画審議会はそういった意味ではすごく、ある意味権限と言いますか、を持っている審議会となっておりますので、非常に重要な会議ではございますが、皆さんですね、今日はご忌憚のないご意見をいただきたいというふうに思います。

それではですね、具体的な資料に基づいて事務局から説明していただいた後ですねご質問、ご意見等意見交換をしていきたいというふうに思います。それではですね資料のご説明のほうをよろしくお願いいたします。

土肥次長：あらためまして、こんにちは。建設部次長兼都市計画課長の土肥と言います。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それではただ今お配りいたしました議第1号人吉市都市計画被災市街地復興推進地域の決定についての資料をご覧ください。こちらが今回審議会においてご審議いただく内容でございます。

議案書をめくっていただきまして、頭に計画書と記載してあるページをご覧ください。こちらが、今回の被災市街地復興推進地域の計画書でございます。こちらの計画書に今回の被災市街地復興推進地域の位置、面積、市街地の整備改善の方針や、今回被災市街地復興推進地域を都市計画決定する理由を記載しております。

位置につきましては、記載のとおりでございます。

面積につきましては、九日町、紺屋町と青井地区の合計で、約2.1ヘクタールでございます。緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針でございますが、こちらは被災市街地復興特別措置法第5条第2項の規定により定めるものでございます。

当該地区では、令和2年7月豪雨により被災を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業や地区計画の都市計画決定等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置を行い、災害に強い健全で良好な市街地形成を図ることとしております。

次に、特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日についても、同法第5条において定めてあります。その期限は発災から2年以内とされていることから、今回は、令和4年7月3日としているところでございます。都市計画決定する理由の部分につきましては、記載のとおりでございます。

次のページは、推進地域の総括図、赤線で囲った部分が今回の被災市街地復興推進地域でございます。次のページをご覧くださいまして、計画図となっているところでございます。

本審議会は、被災市街地復興推進地域の区域の都市計画決定についてとなります。現在、人吉市ですすめている地区別懇談会の中で、復興まちづくりについて住民の皆さんと議論を重ねています。被災市街地復興推進地域の指定によって、一定の期間、制限がかかることとなりますが、その間しっかりと丁寧に説明し、議論することで、単に発災前の状況に戻すだけではなく、都市基盤上の課題を解決して防災力を高め、また、賑わいのあるまちづくりを早期に実現することが可能になると考えているところでございます。住民の思うまちづくりを実現するためにも必要な手法と考えておりますのでご審議の程、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、お手元のパワーポイントの資料に基づきまして、担当の豊田が説明いたします。よろしくお願いいたします。

豊田主幹：はい、都市計画課の豊田と申します。着座にて失礼いたします。

今回の付議案件につきまして、資料に基づいてご説明いたします。資料につきましてはお手元のパワーポイントと同じ内容をスクリーンに映しながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2ページをお願いします。本日の説明内容でございますが、「1 はじめに都市計画決定手続きの流れについて」、「2 被災市街地復興推進地域の検討について」、「3 住民説明会における主なご質問等について」、「4 都市計画案の縦覧・意見書について」でございます。3ページをお願いいたします。こちらのページは、お詳しい方もいらっしゃる中で大変恐縮ではございますが、今回、数年ぶりの付議案件、また、

新たに都市計画審議会の委員にご就任いただいた方もいらっしゃることから、都市計画決定の手続きの流れについてのページでございます。今回の被災市街地復興推進地域につきましては、都市計画決定を都市計画を定めるもの、市、となっておりますので、市決定と記載しております。こちらにつきましては、都市計画案を作成するにあたりましては、はじめに都市計画の素案につきまして都市計画法第16条の公聴会、説明会等を開催しております。こちらのスライドには6月の4日から6日に開催と記載しておりますが、市といたしましては、より丁寧な説明が必要であると考えましたところから、5月に被災市街地復興推進地域の制度に関しての説明会を14日から16日、25日の合計4日間で延べ8回開催しております。5月の説明会、6月の説明会、どちらも市民の皆様全体を対象として行っているところでございます。6月の説明会は推進地域の対象範囲の方にも個別に説明会の開催案内の文書をお送りし、市外の方にもご参加いただけた状況でございます。この説明会ののち、都市計画の案を作成し、熊本県との事前の協議を行っております。その後、法第17条の規定によりまして、6月10日から23日のあいだ、都市計画案の縦覧を行い、その間、市民及び利害関係人からの意見書について提出があつているところでございます。本日はこの赤枠で囲っております法第19条の市の都市計画審議会となっております。なお、本日の審議会でご議決いただきましたら法第19条の3項により県知事と協議し、そののち決定、告示、縦覧となります。

4ページをお願いいたします。推進地域の必要性、目的の部分でございます。こちらは大規模な火災、震災、その他の災害を受けた市街地について、緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域等により迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るものでございます。この推進地域の根拠法令は被災市街地復興特別措置法でございまして、平成7年の阪神淡路大震災を契機に制定され、県内では熊本地震で被害の大きかった益城町で適用されているところでございます。

5ページをお願いいたします。それでは推進地域の必要性についてでございます。まちの課題といたしまして、避難路となる道路や避難地となる公園といった公共施設の不足、場所によっては接道、ご自身のお持ちの土地が建築基準法上の道路に接していないことで家の建て替えができないといった状況、また、緊急輸送道路である道路や災害時など漂流物などで閉塞してしまう、救急車や消防車といった緊急車両の通行が困難であるといったことに対しまして、そういった防災性・安全性の低い市街地の形成を防ぐ、そのために一時的に一定規模以上の建築についてはお待ちいただく。それで被災市街地復興推進地域を活用し、緊急かつ健全な復興を図るというものでございます。

6ページをお願いいたします。こちら、右側の写真は被災後のまちなかの一角の写真でございますが、左側ですね、すみません。道路が狭いため建て替えができない地域の写真でございます。右側の写真は令和2年7月豪雨時のまちなかの写真でございます。さまざまなものが飛散して道路をふさいでしまい、場合によっては緊急車両などの通行にも支障をきたしたような状況でございます。

7ページをお願いいたします。こちらは現在の復興まちづくりの取り組みでございます。現在、本市におきましては、地域にお住まいの皆様と一体となって復興まちづくり計画を策定するために8つの重点地区を設定し、まちの課題を整理するなど、地区別の懇談会を開いて議論をすすめているところでございます。

8ページをお願いいたします。こちらは各重点地区ごとに地区別の懇談会でいただいたご意見等からその地域の課題や方向性などを整理したものでございます。今次

災害に基づいて防災、減災といった対策などについてゾーニングして記載しております。合わせまして各重点地区の課題とその対策の案を記載しているところがございます。具体的な検討につきましては、引き続き、地区別の懇談会などにおいて内容を深めていきたいと思っておりますが、こちらの資料については現時点での復興まちづくりについての青写真といったイメージでございます。

9ページをお願いいたします。ただ今申し上げましたような、復興まちづくりをすすめていくにあたりましては、それぞれの復興事業が決定されるまでの間、救急車や消防車といった緊急車両が通れないなどの狭い道路や避難できる公園など公共施設が整備されないままの安全性の低い市街地がつくられてしまうことを防いで、その間に市民の皆様と行政が協力・連携して皆様がお住まいの地域の将来像などを盛り込んだ復興まちづくり計画に基づいた各種復興事業の実施にスムーズにすすんでいくことが必要となります。そのため、その事業計画を決定するまでの期間、一定の建築物についてしばらく建築をお待ちいただくといった制限が必要となってまいります。そのようなことから推進地域の制度の活用について検討するものでございます。

10ページをお願いいたします。こちらは、復興まちづくりをすすめていくにあたっての流れです。時間軸としましては、左側から右側に向かつての流れとなっております。令和2年7月豪雨災害が発生し、本年令和3年3月に復興の理念、将来像、方向性などを整理し、復興計画を策定いたしました。その後、重点地区において地区別懇談会によりソフト面、ハード面などさまざまに検討を行い、合意形成を図りながら各地区の方向性を取りまとめたうえで、復興まちづくり計画を策定し、各種復興事業を実施していきたいと考えております。そういった形で事業をすすめていく中で、この、赤枠の部分ですけれども、被災市街地復興推進地域の要件に当てはまるエリアについては、特措法に基づいた建築制限のご理解、ご協力をいただきながら、必要な都市基盤整備についての検討を行ってまいります。

11ページをお願いいたします。こちらは、これまでの地区別懇談会でのご意見、地区ごとの課題をより具体的にイメージした資料でございます。中心部の復興まちづくりのイメージとしましては、浸水リスクに対しての防災・減災対策を講じ、安全性を高めながら、中心商業・業務拠点として人吉球磨の中心都市として商業・業務機能の再生、誘導を図り、まちなかのにぎわい創出を図るとともに、まちなか居住の誘導を図り、また、美しい球磨川と共に培われた歴史・文化を生かし、人吉らしい街並みを次世代に継承し、住民、事業者、観光客など、誰もが歩いて楽しめる回遊性のある中心部として未来型復興につなげていきたいと考えているところでございます。

12ページをお願いいたします。こちらは被災市街地復興推進地域として定めることができる区域について、特措法において、3つの要件がございます。この3つの要件の1つ目、一番上の枠ですけれども、大規模な災害で相当数の建築物が滅失した地区、今回の豪雨災害において大規模半壊以上の建物が多い地域。2つ目、公共施設の不足等でそのまま再建しても不良な街区が形成される恐れがある地域。こちらの道路の整備がすすんでいない地域や緊急車両等の通行が難しい、道路の幅が4メートル未満の割合が高いエリア、避難地となりうる公園が近くにないような地域。3つ目、土地地区画整理事業や公共施設整備事業といった事業を実施する必要がある、面的な市街地整備が必要があるエリア、その他公共施設の整備について検討が必要なエリアといたしましては、市の復興計画や都市計画マスタープランといった上位計画、関連計画における位置付けとしております。この3つを重ね合わせると、右側になりますが、被害が大きく道路や公園など公共施設が不足しており、土地地区画整理事業な

どにより面的な整備等が有効な地域について推進地域の候補地とするものでございます。

13ページをお願いいたします。こちらのスライドは要件1の大規模な災害で相当数の建築物が滅失した地区ということで、今次豪雨災害における建物の被害状況です。地図の赤色の点が全壊の建物、黄色の点が大規模半壊を示しております。これ以外にも、市街地において多くの建物が半壊などの被害を受けておりますが、このスライドでは、全壊、大規模半壊をお示ししております。皆様ご承知のように今次豪雨によってかなり多くの建物が被害を被っていることがわかるかと思えます。

次の14ページは、要件2の内容の道路の状況でございます。この地図におきまして、道路の幅が4メートル以上の道路を緑色、4メートル未満の狭い道路を赤色で示しております。図面の薄く紫色に着色している範囲はDID地区と申しまして、人口が集中している地区でございます。建物を建築される際には、道路の幅が4メートル以上の道路と接道、接している必要があるのですが、この赤色の道路はその条件を満たしていない状況でございます。DID地区において4メートル未満の道路が多いエリアは青色の点線で囲んでいるところでございます。

15ページをお願いいたします。こちらのスライドは要件の公共施設関係の市街地における公園や避難場所等のスライドになります。赤い文字で示しておりますのが学校施設やスポーツパレス、カルチャーパレスといった避難場所等、緑色に着色しておりますのが都市施設の公園を示しております。なお、住宅地等市街地の部分で緑色のマルはだいたい公園で歩いて行ける半径250メートルの範囲を示しております。住宅地等でも地域によっては公園が不足しているような状況がわかるかと思われます。

次の16ページでございますが、ただ今お示しいたしました建物の被害の状況、狭い道路の状況、歩いて公園に行ける範囲の記載された図面がこちらのスライドになります。この中で、被害が大きい、道路が狭い、公園が不足している、といった条件が2つ以上重なるエリアをオレンジ色のマルで囲っております。

17ページをお願いいたします。こちらは要件の3の市の復興計画や都市計画マスタープランといった上位計画・関連計画における位置付けについてのスライドとなります。復興計画などにおいて位置付けられている内容についてこちらのスライドでお示ししているところでございます。

次の18ページでございますが、ただ今お示しいたしました、要件の1、2、3の、建物の被害、狭い道路、公園が足りない、上位計画・関連計画での位置づけを重ね合わせまして、推進地域の要件に該当する範囲がこちらの赤色のマルで囲んだ範囲、大きく、青井地区と中心市街地地区の2地区でございます。

19ページをお願いいたします。推進地域の指定の基本的な考え方についてでございますが、先ほどお示した地域についてその範囲の境界線の決定のしかたですが、そちらがスライドのマルの2の赤文字の部分になります。明確な地形地物といたしまして、道路や河川、それ以外の部分については町界、場所によっては敷地界としております。この考え方で、明確な地形地物、町界などでの範囲の基本的な方針を青井地区、中心市街地地区、それぞれ下の道路等で囲まれた範囲となります。次のスライドは、今回の推進地域の計画図でございますが、こちらの図面で範囲についてお示ししたいと思います。

20ページをお願いいたします。まず、青井地区につきまして、北側が市道下林南願成寺線と、青井阿蘇神社付近の蓮池付近では国道445号のところ、南側につきまし

ては球磨川のところまで、東側が山田川の出町橋の右岸側、西側につきましては市道青井地内第13号線、宝来地内第1号線それと一部敷地界となっております。範囲といたしましては上青井、下青井、宝来町の各一部でございます。中心市街地地区につきましては、北側が山田川の五十鈴橋の左岸と、紺屋町と鍛冶屋町のまちの境のところ、南側は国道445号、東側は市道九日町鍛冶屋町線と一部紺屋町と鍛冶屋町の町内の境となっております。西側は山田川の左岸に沿った形でございます。範囲といたしましては九日町紺屋町の各一部でございます。

21ページをお願いいたします。こちらはですね、被災市街地復興推進地域の都市計画決定されたらどういった制限がかかるのか、というところでございますが、特別措置法に基づきまして、推進地域に指定された地域内の土地において建築行為等が制限され、土地の造成、建築物の建築、これは新築や改築増築でございまして、応急修繕については含んでおりません。これを行う際には市長の許可が必要となります。建築の許可が得られずに土地の所有者の方に著しい支障が生じる場合は、市または土地開発公社等はその土地を時価で買い取るべきとされているところでございます。なお、この推進地域の建築等の制限の期間は土肥のほうも申し上げましたが、災害が発生してから最長2年となっております、今回の人吉市の場合は令和2年7月豪雨から最長で2年ということで令和4年7月3日まででございます。下の表のところでございますが、許可が可能な建築行為等の内容でございますが、ご自身の住宅、ご自身の業務用などの建物、ご自身の業務として住宅を建築するのは該当しません。そういった建物で、2階建て以内や地下がないこと、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造、容易に移転または除却ができる建物、敷地の規模が300平方メートル未満でございます。次に市長の許可が必要となる内容としましては、3階建て以上の建物、地下がある建物、鉄筋コンクリートでできた建築物、貸店舗、貸事務所、アパート、敷地の規模が300平方メートル以上となっております。

22ページをお願いします。今回の推進地域につきましては5月と6月に説明会を開催しております。5月の説明会は復興まちづくりに向けた説明会ということで、推進地域の制度の内容について説明を行っております。こちらは5月の14日金曜日から16日の日曜日と25日火曜日の4日間で合計8回。周知方法としましては広報ひとよし、ホームページなどを活用し、人吉市民を対象に広く周知を行いまして、場所についても偏りが無いよう、コミセン、小学校の体育館などで実施しております。6月の説明会につきましては、こちらでも広報ひとよし、ホームページでの周知と共に、推進地域にお住まいの方、土地建物をお持ちの方で市に住所が確認できた方を対象に説明会の開催の案内文書をお送りして周知を図っております。6月の説明会については権利者の方を含めての出席を想定したことから、スポーツパレスの大アリーナで6月4日から6日の合計5回開催しております。

23ページ、24ページですが、こちらはその広報における周知方法についてのご紹介でございます。

25ページは、5月に開催しました推進地域の説明会の開催状況でございます。延べ113名の方にご参加いただきました。

26ページは、説明会の主なご意見、ご質問について取りまとめた内容でございます。詳細につきましては割愛しますので、委員の皆様にご覧いただければと思います。

続きまして、27ページでございますが、こちらが6月の説明会を権利者の方などへ案内の文書をお送りした文書のスライドでございます。

28ページです。28ページは6月に開催しました推進地域についての説明会の開催状況でございまして、延べ202名の方にご参加いただいたところでございます。29ページをお願いいたします。こちらは6月に説明会を開催しましたときの主なご意見、ご質問について取りまとめた内容でございます。また、詳細な説明については割愛いたしまして、委員の皆様にご覧いただければと思います。

30ページをお願いいたします。こちらのページが権利者の方で説明会にご参加いただけなかった方には説明会の終了後に説明会で使用した資料をお送りしているときのスライドでございます。ここまでがスライドの3の住民説明会における主なご質問等についての内容の部分でございます。

ここで一度事務局の方の説明を終了したいと思います。よろしくお願いいたします。

柴田会長：はい。ただいま資料4に基づきまして説明いただきました。ここまでの内容にですねご質問、ご意見があればと思いますがいかがでしょうか。どの部分からでも結構ですし、この意味は何ですかという基本的な部分でも結構です。どなたからでも結構です。

宮原委員：よろしいでしょうか。お尋ねいたします。建築士会から参っております宮原でございます。よろしくお願いいたします。現在推進地域を検討中ということですね、されております、11ページの方にですね、人吉中心部復興まちづくりのイメージということですね、文章として、商業・業務機能の再生・誘導を図り、まちなかの賑わい創出を図るものとし、まちなかの居住と誘導を図る。とございます。年に一度、国交省の方で公示地価、国税庁の方で路線価というものが出されるわけですが、双方において想定推進地区が10パーセント前後、正確に言えば10.6パーセントですかね、住宅地でも最高で14.6パーセントぐらいの目減りがございます。評価額がですね。そういった中でこの網掛けをすることによって、そういった、土地の評価が極端に下がるんじゃないかなというような疑念を持っています。それと同時にこの網掛けをした後用途の設定を、用途地域の設定をですね変えられる可能性があるのか、例えば商業地域であったところを住宅地とかですね、近隣商業地域とかですね、そういった可能性があればますますもって地主さんも困るだろうし、地域の活性化に歯止めがかかるんじゃないか、この街中何百年もこの地域で生業をなしてきました、そういった意味で重要な地域だと思い続けてきております。今後、網掛けをすることによって、そういった地主さんたちの何か、基本的には道路網の整備とか公園整備とか、本当に重要な課題だと思います。早くこの網掛けをして推進しなければ先に進まないというのは十分に承知しておりますけれども、そういった懸念がございます。そういったものに対して今後どういった取り組みをなされるのかなというようなことを地域の方はやっぱり心配されていると思いますのでそういったものをお聞きしたいと思います。

やっぱりこの球磨川を面した地域で本当に暮らしてきた者として切にそういった賑わいがあるそして安心して住まれる街並みを望むものですからそこら付近のご配慮をお願いしたいと思います。

柴田会長：はい、ありがとうございます。2点ありましたね。土地評価のお話と、用途変更の可能性。この地域のまちづくりですね。3点かな。ありました。

土肥次長：はい、指定後の用途の変更があるのかというようなご質問だったと思います。現時点ではですね、今回指定する区域につきましては、商業、近商という用途になっておりますけれども、今回網掛けの後ですね、その後につきましても今のところ、現時点ではですね変更の予定はありません。今のところ考えていないということでお答え

させていただきます。

元田局長：復興局でございます。ご指摘のこの中心市街地と青井地区でございますけれども、本市としましてはこの2地区につきましては本市の顔あるいは人吉球磨地域の顔であると考えております。この地区を復活再生させていくことは人吉球磨地区に非常に重要であると考えておりますので、ご懸念されていることございましたけれども、当然ながら今後元の賑わいが戻るようにそしてこれまで以上の賑わいになるようにということで、重ねて新たなまちづくりを進めていこうと思っております。そのためにこういった形の手法も活用させていただきますけれども、青井神社を中心とした青井地区ですね、それと中心市街地につきましては、賑わい創出につながるような様々な施策につながる検討をいただいたお時間でさせていただけたらと思っておりますので、そのためのご理解を頂けたらと思っております。なお、もう一つ地価の下落の話ご指摘いただきましたけれども当然今被災しておりますので土地の価値が落ちているというようなのは事実でございます。これをこういったまちづくりを進めていきますことによってですね、改めて元の価値相当まで戻す、あるいはそれ以上の価値に繋げていくというためにもこういった形でまちづくりをさせていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

柴田会長：はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

宮本委員：この都市計画の市街地復興推進地域の設定ですけど、計画としてはそれなりに検討されたんだと思いますが、都市計画法に基づいて計画を策定する場合、予算とか今後どれだけかかるかとかそういった検討はこの中に全然入っていないんですけど、この都市計画法のこの計画というのは単に計画を作るだけで終わりなのか、今後の予算をどう執行されるのか、どうかき集めてくるか、そして何年後にこの計画が実行できるかということまではまだ未定なのか、それをちょっとお尋ねしたいんですけど。

元田局長：ご質問ありがとうございます。今回この指定をさせていただきまして、先ほどの説明の中でも一定の建築制限等をさせていただくと申し上げましたけれども、これによりまして発災から2年間の期限、実際残り1年弱になりますけれども、この間に、これも先ほどご説明いたしました復興まちづくり計画、これ地元の皆様方のご意見をいただきながら計画に繋げてまいりますけれども、お住いの皆さん方、被災された皆さん方それぞれのご意向を丁寧に踏まえながら計画を作っていくたいと思っております。そうなりますと残り1年で具体の計画を作りまして、その中でこういった事業をするのかということ。具体の事業を形を作っていくことになってまいります。そうならばそこでまさにご指摘のこういった事業、こういった予算で進めていくのかという今ご質問の部分がでてまいりますので、そこは今後、まず指定をさせていただいて、具体を検討させていただく時間をいただきながら、その中で改めて具体の取組を形作りまして、そしてそこに対して活用する事業等の選定を行いまして、必要に応じて国、県に対する予算等の要望も含めまして具体化に繋げていくということになってまいります。なのでご指摘がありました今回の指定によりまして例えば来年度までに復興事業が終わるとか、3年後5年後までということ、ここはこの時点では目途にはなっておりませんが、そういった部分も含めまして、残りの時間においてですね、丁寧に具体的に検討を進めてまいります、大まかなスケジュール等につきましても今後住民の皆さん方にもお示しをしていきたいとそういうふう考えております。以上でございます。

柴田会長：はい、ありがとうございました。予算でございました。他にいかがでしょうか。

池田委員：すいません、議員の池田でございます。11ページ。下段の部分のまちづくりのイメージの中で載っていることなんですけれども、人吉らしいまちづくりという表現がされているんですけれども、人吉らしいっていうのが中途半端で理解できないと、観光都市としていくのかどうかというのもあるんでしょうけれども、よく言う町が狭くて新しい建物が出来ないようなそういうところを安全性というのがまるっきり反対側に存在するのかなと思うんですよね。その中で人吉らしいまちづくりって、じゃあ人吉らしさって何なの、いろんな事でよく以前も市庁舎建設に関しても言われた、市民からの声で人吉らしさっていう表現をされているんですけれども、その人吉らしさっていうのを求めていったときに私の頭の中での、人吉らしさっていうのは中川原公園以外すべて人吉らしさではないと思うんですよね、囲うものするのであるならば他のところは戦後から作られたものでしかないので人吉らしさっていうのがほぼほぼないのかなと思っているところでございます。ですので要はこの人吉らしさっていうのを出されているのであるならばどういったところで人吉らしさで、どういうふうなまちづくりをしていくかというところをちょっとご説明いただいたら、イメージ的なものでも構いませんので教えていただけないかなと思います。

柴田会長：はい、どうぞ。

元田局長：復興局でございます。ご質問ありがとうございます。説明資料の方に人吉らしさというふうに記載しておりますけれども、ちょっと若干この人吉らしさというのは主観的な部分もございます、客観的にじゃあどういったものかというふうになりますと今委員もおっしゃったようにそれぞれ捉え方はあるのかなとは思っております。そのうえでですけれども、ご指摘のとおり歴史の長い街でもありますので、逆に狭い道であったり、町歩きできるような街並みがもともとあったというところもございますけれども、ご指摘のとおり、治水あるいは災害対策の安全では非常にまた問題もあるということで今回避難路、避難場所の確保というようなことも今説明させていただいております。やはりそこはもともとあった人吉らしさ、これ様々ございますけれども、そういった部分を活かしながらですね、安全策を確保すると、両立をさせていくことになってくるかとは思っております。なので、やはり地区懇談会でも様々なご意見をいただいておりますし、町歩きができるようにしてほしいとか、そういう意味合いでは避難路を単に道を広げたままではないような形にしてほしいとか、様々なご意見をいただいております。そういったご意見をしっかりとご意向をお聞きしながらですね安全面を確保しつつ画一的な街並みにならないように、元々あった街中を最大限活かしつつと、なかなか言葉でいうのは今おっしゃった現実のイメージになかなかそぐわない点はあるんですけれども、そういった部分を踏まえながら復興まちづくり計画に落とし込んでですね、やはり一番のポイントは住民の皆様のご意向をいかに把握するかと、それをどう具体化、形にしていくかと思っておりますのでそういった部分を今後しっかりと詰めていけたらというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

柴田会長：はい、ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。

西洋委員：はい。

柴田会長：はい。

西洋委員：住民説明会におけるというところなんです、ページでは22ページ、23ページになりますけれども、延べ人数2百何人とか百何十人とか説明をいただきましたが、来れなかった方についてですね、広報人吉であったりそれから権利者の方には通知書の発送をしてあるということなんです、この通知書の発送なんですけれども、何

と言うんですか私も何回か説明を受けるんですが、見たって分からないっていうのが正直なところだと思うんですね。で、来れなかった権利者の方たちが、どれほどこの計画そのものについて、理解をしていらっしゃる、賛成反対ではなくて、こういう事がどういうふうに分かっていらっしゃるのか、そこが非常に私は疑問に思うんですけどもいかがでしょうか。

柴田会長：はいお願いします。

豊田主幹：はい、都市計画課の豊田でございます。今委員の方からいただいた内容は私も真摯に受け止めているところでございます。ただ、何点かなんですけれども、何件かの声はございました。この説明会の案内の後に来られた方々に資料をお送りしましたところお問い合わせが何件かありましたし、それと合わせて縦覧を行っている中で、家族が土地を持っているけれども説明会に行けなかったということで市役所の方にお出でいただいて、内容についてご説明してそういう事だという事をまた持ち帰って家族の方には伝えたいというような方はいらっしゃいましたので、一定の周知そして説明責任の部分は少しは果たせたのではないかなという部分は事務局としては持っているところでございます。

西洋委員：はい、まあ一定の責任ですね、果たされてると思うんですが、それは問合せして来られる方っていうのは、見てこれって何だろうと思われるからいいんですけれども、まったくこれ資料をもらったって分かりませんから、まったくわからない方たちがまだ一定数いらっしゃるってことですよね。何て言うんですかね、そこに帰りたいけど知らないうちに帰れなくなっていたとかですね、もちろん知らないうちには済まされないんですけれど、そういうふうに事が起きてくると思うんですね。その聞けない、聞いてこない人、この権利者の方っていうのは全員分かっていらっしゃるはずですから、そういう何らかの反応が全くない人っていうような方に対してのフォローって言いますか、そこまではちょっとやっていただけないのかなと思います。

元田局長：復興局でございます。ご質問ありがとうございます。今一定のご説明をしたという事を申し上げたと思いますが、そういったところ進めてきた部分もございますけれども、今、委員ご指摘のとおりしっかり内容までお伝えできていない方も中にはいらっしゃると思いますけれども、今後ですね手続きを進めていきます中で先ほど申し上げた具体の計画、取組をしていくという所が出てまいりますけど、そういった具体の内容の地区懇談会等もございますけども、地権者の皆さんがたにはですね、個別にご説明をしていくとか、そういった手法も含めてですね、きちんと内容をご説明をして進めていくという形で今後進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

柴田会長：はい、ありがとうございます。その他。

西洋委員：もう一ついいですか。

柴田会長：はいどうぞ。

西洋委員：全体で集めてとかそういうのはなかなか来れない人は来れないわけですから、来ない人は来ないわけなんで、個別に訪問というのは非常に分かりますし、うちも公共工事なんか入ったときに30数年もかかってやったところなんですけども、個別でしないとなかなか反対も賛成も言えない方もいらっしゃいますし、膝付け合わせないと分からない方もいらっしゃるの重々分かるんです。最終的にはそれしかないだろうとは思いますが、結局ですね、地価が違ってくるかですね、あそこはいくら入ったとかですね、あそこの方が高かったげなとかですね、個人の情報だけしかそれぞれが持っていないものですから、住民の地域のコミュニティを分断する大きな要因にな

るといわれておりますので、その辺のところはどうお考えですか。

元田局長：買収とかそういった事のご質問かとは思いますが、今後こういった形でですね最終的なまちづくりにつなげていくかという所は先ほども申し上げたとおり、皆さんのご意見、ご意向を伺いながらですね、具体的な計画を作っていくように今考えておりますので、その中で可能な限り丁寧に地区の皆さんにご説明をしながらですね、委員今ご指摘の個別の情報それぞれにならないように、やり方としましては全体の説明会になります、委員ご指摘のとおりご参加されない方もいらっしゃる、そのあと個別にあたっていくという形、これ両方やっていくんだなとは思いますが、その中で適切な情報をそれぞれにお伝えしながらですね、本市としましてもお住いの皆さんを分断するようなことは決してあってはならないと思っておりますので委員ご指摘の事も踏まえながらですねしっかりと対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

柴田会長：はい、ありがとうございます。私からアイディアですが、責任をもって説明できるかどうかは問題がありますけれども、支えあいセンターですね、社会福祉協議会の被災者の方のサポートをされてますよね、その方と連携すればよりきめ細かくそういった情報をですね提供できるんじゃないかと思えますので、そういった今ある仕組みですね、被災者支援の仕組みを活用するといったことも一つ手段としていいんじゃないかと思いました。実際できるかどうかはあれなんですけれども、ちょっとアイディアでと思いました。私の方から関連して質問を一つよろしいでしょうか。この後ですね仮にこれが指定された後、10ページのところに各地区に方向性を取りまとめていくという事で、何回もおっしゃっている住民懇談会を開いていくというんですけれども、その大きさといえますか、範囲ですね、今現状でも2つに分かれていますよね、東、西の2つに分かれています、そのままその範囲で行くのか、今指定しようとしている範囲の中で限定して別途作るのか、さらにその赤い部分をさらに分けて細かく分けて実施していくのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

元田局長：お答えさせていただきます。先ほどから申し上げてます復興まちづくり計画につきましては、この中に入っています地区懇談会、3回程度今実施しておるんですけども、それを踏まえまして今秋口を目途に策定をしていきたいと思っております。今回ご審議いただきます指定のご議論と地区懇談会というのは、特に中心市街地と青井地区につきまして、地区懇談会での議論と並行して進めているというものでございます。復興まちづくり計画につきましては、冒頭でご説明しましたが、被害の大きかった地区、これ今、重点地区を8地区設定をしましてそこにおいて、地区懇談会を行っていただいて、今後計画を作っていくという事にしておりまして、基本的にはこの重点8地区ごとに復興まちづくり計画を策定するというのが現時点での我々の見通しでございますけれども、そのうえで青井地区、中心市街地につきましてはさらに細かい単位で進めるのかという事も含めて、現在の地区懇談会の中でのご議論とご意向を踏まえながらの検討を進めていきたいと思っております。なので基本的な単位は8地区という事で今回の2地区につきましては青井地区と中心市街地地区という2地区になろうかと思いますけれども、さらにこの中の細かい部分につきましては今後の検討の中で合わせて考えていきたいと思っております。これが今後の都市計画法の手続きの中でも、地区計画等とも連動をしていくというような形を今イメージをしているところでございます。以上でございます。

柴田会長：はい、ありがとうございました。前の図でいきますとこの5と8に表れているわけですね。今これが進んでいるわけですからそれを基本にするというのは理解でき

ますが、それと並行してですね、もう少し細かい部分も検討していくという事でしたので、おそらくそういった部分が必要となるんじゃないかというふうに私は考えておりますので、状況によって対応していただければというふうに思います。その他いかがでしょうか。

宮本委員：はい。これは質問です。計画書ですかね。こちらの、議第1号の開けて2ページの計画書の一番下段の被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日とありまして、令和4年7月3日と指定がされてますが、これは何かの基準日があって、恐らく発災から2年間という事だろうと思われるんですが、これは計画がここで確定してからという事ではなくて、この出口の方の7月3日というのは決まってるのでしょうか。それとも後ろの方まで行く可能性はあるのでしょうか。

豊田主幹：はい、今委員の方からご質問いただきました内容につきましては、一番長くて令和4年7月3日でございます。それまでに先ほどから申し上げております地区別の懇談会において次の事業の決定の方向がありましたらその範囲が定まりまして、その地域以外の部分についてはある意味その制度が解除されると、ですのでスライドの都市計画の制限の部分の21ページでございますけれども、この市長の判断が必要な建築行為等の内容の部分で、場合によっては確実に事業が外れているところとかはその後は3階建てが建てられるというような、左側の確実に可能な建物というのは左側の緑色の範囲というのがございます。

宮本委員：あえてこのような事をお尋ねしたいんですが。先ほどの事とも絡んでですね、予算それからタイムスケジュールというのが結構ガチガチな感じもしてですね。やはりちょっと本当にこの復興計画をきちんと実行性のあるものにしようと思っていれば、もう少しイメージを欲しいんですね。タイムスケジュールのイメージ。今後どうなるかのイメージ。これは今日いただいている分は、かなりご苦労されて作られたんだと思うんですけども、これはあくまでも計画というペーパーの出口だけであって、私たち委員がどういったイメージでこの復興計画、地域をどう復興させるかというイメージがなかなかできないんですよ。つまりタイムスケジュールがどうで、皆さんの市民の皆さんの意見をくみ取るという事で、どういったくみ取り方をするか、先ほど西委員からもありましたように、くみ取り方、どういうふうに意見をくみ取ったら実効性があるものになるかというイメージがなかなかちょっとできにくいんで、後ほど述べようと思ったんですけど、この説明を受けて短時間でこれに対して是が非かというのは非常に厳しいものが、イメージがちょっとわきにくい。そのこのところをせめて2回か3回きちっとご説明いただいて議論を熟して、それからの方が今後市民の皆さんに良いものを提示できるんじゃないかなと思うんですけども、具体的にどう実行していくか、予算どうつけるか、本当に大丈夫かなと思うんですよ。そのタイムスケジュールっていうのがちょっと見えてこないというのが私の素直な感想です。

元田局長：ご質問ありがとうございます。本市の認識としましては今委員ご指摘のとおりで、まず期限のお話から令和4年7月3日という事でおしりは決まっております。ここまでで、実質残り1年弱で制限等については切れてしまうという事になってまいりますので、このいただいた約1年弱の期間の中で具体の取り組み、具体の計画を固めていくというような事になってまいります。スケジュール感というご指摘がございましたけれども、そういう意味で言いますと何をどこにどう作るのか、どういった街にするのかというのはまだ今並行して考えている、まさにご意見をいただいているところでございますので、どこどこに何を作るかというのはまだ固まっていないと

というのは実態でございます。そうするとそれを固めまして、事業化をして予算取りをして、実行していくという事になってまいりますので、まずはそのための検討をするためのお時間をいただきたいと今回の手続きをさせていただいているという事でございます。ただこの指定をご検討いただく中で先が見えないと判断できないのではないかとご指摘当然だと思っておりますけれども、やはり先ほど申し上げた通り今後具体を固めていく、検討していくための猶予をいただくためのこの手続きでございますので、今の時点でじゃあどういった形に仕上がるのかというところはこれ並行して検討させていただいているわけでございますから、ある意味改めてそういった形にする必要はあるのかなとは思いますが、まずはこの地域指定、ゾーニングをさせていただくことでこの地区の中でどういったことを今後すべきなのか、本市としましては面的な整備の検討が必要でないかと思っておりますけれども、そこに向けたお時間をいただくために進めておりますので、今後スケジュールとしましては、復興まちづくり計画につきましては秋口頃を目途に固めていきたいと思っておりますけれども、それを具体的に落とし込んでいく、事業開始という事もその後進めてまいります。そのうえで今後改めて今回の地域指定の中で具体の事業をどういったものやっていくのか、あるいは事業の量をどうするのか、絞っていくのかという所につきましても今回の審議をいただきましたうえでですね、復興まちづくりとしては今後事業区域を絞り込んでいくという事も含めまして次のまた都市計画法の手続きも追ってまいります。そういった事も含めながらまずは来年の7月3日までという事でこの地域指定をさせていただきまして、より具体の街づくり、復興まちづくりを今後固めていきたいというふうに思っております。そこはご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

宮本委員：今まさにですね、今回ゾーニングというところが主軸だろうと、意見お考え方なんですけど、これはですね最初に、今この時期でゾーニングを決めないと後が厳しいですよ、そういったご説明をして頂きたかったわけです。でないと、こちらの方も切迫感というか、そういうのが必要かと思うんですよ。それだけ切迫感があられるであれば、あと1年という、そこは後1年しかないからこういう事で、申し訳ございませんがこういう話でお願いしますというのが必要だと思うんです。でないと、これそのまま今日の議論があつて採決すると、これが何か消えてしまって、本当に危機感、時間がなくて、どうしたらいいか分かんなくなる。なので何が本当にポイントで重要なのか、ですから今回はゾーニングが主でこういうご説明をされているという理解でよろしいでしょうか。

元田局長：改めてもう一度お答えさせていただきます。まさにご認識のとおりでございます。冒頭からのご質問とおりでございますけれども、発災をして一年が経過しております。この手続きにつきましても残り一年という事でございますけれども、いろんな検討を進める中で、このタイミングになっているという事につきましては、様々な要因もございましたものですから、今ようやくここにたどり着いているというのが、実態でございます。そうなりますと先ほど申し上げたとおりお尻が決まっている中で残された時間がもう日に日に減っていく中で、今後どう具体的な街作りをしていくのかという意味合いではやはり残された時間は非常に少ないと思っております。その中でタイトなスケジュールの中で、具体的な議論をして形を決めていくという事を進めて行きたいと思っておりますけれども、そういう意味でまずそこに向けての約一年弱のお時間の猶予を頂くために、本日ご審議頂いて今後の方向性を見定めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

柴田会長：はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

足達委員：健康推進委員会の足達です。よろしくお願いします。一市民としてこちらの方に参加させて頂いているんですけども、市民としては非常に、道が広くなる、通り易くなる、街もきれいになるというのは凄くうれしい事で賛成なんですけども、こちらの計画書ですかね、見せて頂いて、住民説明会のこの内容を見た中でですね、ちょっと気になるのは、「街がきれいになる、復興であと区画整理とかで全てが良くなります。」確かに道が広くなる、公園もできるのは非常にうれしい事なんですけども、実際限られた土地の中に道は広くなる公園はできるとなると、今、実際、住宅の人たちというのは、それだけの面積を提供しないといけないようになるのかなという感じで思うんですけども、そういったデメリットというのは説明があつてるのでしょうか。

柴田会長：はい、これはいかがでしょうか。

元田局長：ご質問ありがとうございます。今回の地域の指定につきましては、先程申しあげたとおり、今後の具体の検討をさせて頂きたいという事で、お願いしているところでございますけれども、本市としましては今後の具体という部分では、この2地区につきましては面的な整備が必要でないかというふうには考えておりますので、そういった検討をさせて頂きたいと思っております。今ご指摘の道路は広がる、公園ができるといった際に今お持ちの所有地の面積が減るのではないかという御懸念。これは土地区画整理事業という事業がございまして、そういった事業を実施をさせて頂く場合にはその手続きの中で減歩といわれる手続きがございまして、これは当然ながら事業実施にご同意を頂いた上でご理解合意を頂いた上でしか進めませんが、そういった場合にはそういった事が出てくるという事がございます。ただ、手続きというのはそれだけでございまして、買収をさせて頂いてというようなやり方もございますし、何らかの形で土地が減るといった方も出てくる可能性はございます。ただ、それぞれの皆さんのご意向を把握させていただいた中で、元の土地自体に戻られる方とその土地を手放される方も中にはいらっしゃる場合があるかと思ひまして、そういった所につきましては、今後道路用地等として取得をさせて頂く事も出てくるかと思ひますし、単に、それぞれお持ちの土地が勝手に減らされるとかそういう事はまったく無いと、ご認識頂けたらと思ひます。全ての皆さん方の同意を頂きながらですね、様々な手法で用地等を確保させて頂いた上で公共用地を確保していくというふうに考えております。以上でございます。

柴田会長：はい、ありがとうございます。

田中委員：はい、田中でございます。今色々な議論があつておりますけど、先ずですね今後建築規制というのが無いと家が徐々に建ち始めている所があります。このままではランダムな、今までの街と変わらないというか、ランダムな街作りになってしまうと、逆に言うのですね、一連の中で市が頑張つて頂いて、計画を作つて頂いて、そして都市計画法であつたりとか区画整理であつたりとか、地区計画に合っているとか景観に合っているとか、色々な事で規制をして頂いて、そしてそれで街作りをしていくという事がですねこれからの人吉だと先程、池田委員の意見にありましたけれども、人吉らしさというか、例えば鍛冶屋町辺りであれば鍛冶屋さんが来られるとか、青井神社の付近であれば文化的な街作りであるとか、そういう事を皆で考えていってやると、一年間の中で市は大変でしょうけども、そこで色々な事を議論をしてですね、皆さんと議論をして、そして人吉の街を良くしていく、逆に言うとピンチがチャンスでもあると思うんですね。今やらないとこの人吉の街は、このまま、昔のままの街になって、狭い道だったりとか、家が建たない所もたくさんありますので、そういう所も解

消しながらできるだけ皆さんの不利にならないようなですね、そして住み良い街を作って頂ければなと思っています。一年間でもしその計画が変わらなければ、また元のように建築の規制が無くなるわけですので、その中で皆さんで一生懸命議論して頂いて良い街を作って頂ければなという事で、私としてはこういう復興推進計画というのは、必要でないかなというふうに思っております。以上です。

柴田会長：はい、今のはご意見という事で伺ってよろしいでしょうか。

田中委員：はい。

柴田会長：ありがとうございます。

本村委員：先の方で言おうと思っていたんですけど、今ちょうど足達さんからも出たんですけど、土地区画整理事業ですよ、やるのかやらないのか論議され、言われているんですけど、一般質問した時に担当から聞いたんですけど、被災市街地復興特別措置法ですよ。この中心は要するに土地区画整理事業だと、そうでしょうと聞いたらそうだと聞かれたんですけど。そうなっているんでしょう。そこはね、この法律を見てもやっぱりこれが中心で出てくるんです。どんだけでも。そこはやっぱり御認めになるべきじゃないかと、私は思うんですけど。

元田局長：ご指摘の主旨、当然私はご理解はしているんですけど、今回の地域指定がそのまま土地区画整理事業に繋がるかと言うとですね、まだ、どういった事業を実施するかというのは当然決まりませんので、ただ、今回の指定イコール土地区画整理事業ということはないということになります。ただし、面的な整備の検討が必要でないかと申し上げておりますので、本市としては面的な整備、何かしかな整備が必要でないかと考えております。そうなりますと、今回の手続きというのは、一つは土地区画整理事業が手法としては出て参りますけど、ただ、ご指摘のとおりではございませんので、本市が強制的に土地の所有者の皆様方から先程の減歩をさせて頂いて、勝手に道を作るとかそういう事はございませんので、お住いの皆様方の同意合意を頂いた上で、あくまでも頂いた上で、進めて行くと。その上で実際に土地区画整理事業が出来るのかどうかという事も当然判断した上で進めて参りますので、強制的にやっていくとかそういう事ではございません。以上でございます。

本村委員：この間ですね、ある元教授の方を呼んで学習したんですけど、今までの事例ですよ、被災市街地復興地域ですよ、した所は、殆どなっていると言っているんですよ。土地区画整理事業になっているというふうな話をされたんですよ。これが本当になるんじゃないかなと私は思っているんです。そのまま。それと、もう一つは減歩換地は強制的にはしないと言われましたけど、実際的にですねやはりそうなってくると自分の土地が減らされる話ですから、反対される方も出てくると思うんです。換地も自分の意図しない所に行ってくださいとか起こるもんだから、反対される方が大分いると。あちらこちらでやっぱり反対される方がいて、聞いた話ではですね植木町なんかではですね17年経ってもですね進捗率が50%いかなかったという話を聞いたんですよ。他でも起こっていると、それでそうすると復興が進まない人吉の、そういう事が起こってしまうんじゃないかと思うんですよ。だから、非常にそういう事で土地区画整理事業に行ってしまうのは問題だと思うんですけど。

元田局長：本市としましてもこれまで様々な事例がございます。委員のご指摘のとおりでございますけども、よその地域の実例で問題が有った部分につきましては、それを踏まえた上で事業を進めるべきと考えておりますので、そういった形で今後進めて行きたいなと思っております。そうなりますとやはり、個別にですねお住いの住民の皆様方のご意向をお聞きした上で、ご同意を頂いて色んな手続きを踏んで、それでも道が広

がった方が良いとか、接道が有って家を建てるようにしたいとか、そういったご理解を頂ける所を踏まえた上で、事業実施に繋げて行きたいと思っておりますので、よその地域の事例は当然認識しておりますけれども、それを持って今回復興が進まないかと言いますと、本市としてはやはり復興を早期に円滑に進める為に、この手法を活用させて頂きたいと考えておりますので、そこについてちょっと考え方の相違が有るのかなと思いますけども、本市としてはその為にこういった手法を活用したい。闇雲に時間を掛けたいとか当然ございません。そうなりますとこれ以外の手法、こういった手法が有るかなというのは当然我々としても検討すべきかと思っておりますけど、今の時点ではこういった形で残り一年で具体的な検討をして、且つ住民の皆様方のご意向をお聞きした上で進めて行きたいというふうに考えております。

本村委員：ここまで来たので言いますけど。住民の意向を聞くなら最初の内から聞くべきだと思うんですよ。今回ですね、説明会に於いて土地区画整理事業で殆ど換地の説明がなされていないんですよ。であればね、やっぱりね、途中から聞いて、後戻りもできなくなってもいけませんので、やはり最初から住民の意向もあって、私も行きましようとか皆がなければ別に何も言わないですよ。でもそうはならなくて進まないのは、非常に良くないと思うので、やはり意向をちゃんと最初から確認する上で、私としては市は今回の区画は一辺撤回して、もう一辺ちゃんとした区画整理事業を説明した、減歩や換地を説明した、ちゃんとした説明をやって、経過を経るべきでないかと思うんですけど。

元田局長：本市としましては、土地区画整理事業をする為にこの手続きを踏んでいる訳ではございませんので、そこだけはお知らせしたいと思えます。手法有りきではございません。

柴田会長：はい、手法有りきでないのだから区域を定めるとはっきりしないから区域を定められないからもっと明確に言えと言いますし、明確に定めてこうしたいと言いますと市が勝手に決めているというふうに言いますし、これは正直どっちもどっちな状況は正直この人吉市だけでなく、どこの復興市街地も復興市街地に限らずどこの街作りに於いても起こる現象でございまして、まさしく今、人吉がそういう状況に有るのではないかというふうに思いますが、私としましては個人的な感想と言いますか、感想としましては市としてはできる限りの説明会とこれまでの説明会ですねを実施してきているかと思えますし、後程議論になりますが意見書も頂いているという事でございますので、何と言いますかそこは大きな問題が有るようなプロセスを経てはいないのではないかと私は個人的に感じております。それともう一つですね、星野先生がお時間が、講座があると伺っておりますので、何かご意見とか有ればと思ったんですがいかがでしょうか。

星野委員：すいません。ちょっと授業等の欠席できない演習の発表会が今からあるので、ちょっとここで退席させて頂きたいんですけれども。一言質問というよりコメントですけれども、益城町もそういう事業にも参加させて頂いていて、ちょっとそれとの比較という観点でコメントをさせて頂きたいんですけれども、益城町の場合はもちろん災害の規模とか質が違うので、比べられる物ではないんですけれども、益城町の場合はその今回指定する地域ですね、は、なんか200ヘクタールくらいドーッと掛けたんですよ。先ずこれは事業とか計画でなくてそれを立てる為の準備ですので、あれの益城町の場合は200ヘクタール、ダーッと掛けて、結局区画整理は行われる事になったんですけれども、その面積でいうと10分の1位ですかね。中心部の真ん中の木山の交差点辺りだけが今区画整理で動いています。区画整理は万能じゃなくて

確かに色々な問題が有りますけれども、それと比較するとですね今回人吉市の持つ地域の計画を立てるための準備としての地域指定のゾーニングに関してはグッと絞られたなという印象があります。200ヘクタールとかその10分の1位ですよ。なので、やはり、ちょっと制限というような印象にもなりますので、グッと本当に必要最低限のエリアに絞ったというのは、私としては評価できるのかなというふうに思います。おそらく、この中から面的整備を皆さんと共に議論しながらですね、するのかしないのかという議論に入っていくと思いますけども、先ずエリアを絞られた事は評価できるのかなと思っています。ですので、皆さんの議論を聞いていて、やはり市民の皆さんとコミュニケーションとか説明とかそういった事が大事だという事を皆さんすごくおっしゃられてたなと思うんですけど、エリアを絞ったからこそですね、本当に密なコミュニケーションが出来ると思うんで、そこら辺が復興まちづくり計画を立てるに当たってですけれども、より密なコミュニケーションが取れる環境を作っているのかなと思いますので、それを是非実施して頂きたいという事と、あとやっぱり、エリア決めとなるとエリアだけが主題になっちゃうんですけども、当然資料の何ページでも有ります様にエリアだけじゃないですよ、災害を受けて復旧復興しなければならないのは。だからそこら辺が、あくまでその面的整備をする為の準備のエリアですので、その線を越えてですね、復興まちづくりの議論というものを推進して頂けたらいいかなというふうに思います。すいません、ちょっと採決まで出席できない。こんな形且つ途中退席になって非常に心苦しいんですけど、私のコメントとしては以上になります。すいません。

柴田会長：はい。どうもありがとうございました。益城町の例も含めてご紹介いただきました。どうもありがとうございます。いったんここですね、ここまでの議論を、ちょっと時間もだいふ過ぎましたし区切らせていただいて、引き続きその次の4の都市計画案の縦覧、それから意見書についてということでまだ説明が残っておりますので、その4のほうにですね、移っていきたいと思いますが、事務局の方からご説明よろしく願いいたします。

土肥次長：はい、都市計画課の土肥でございます。私の方から説明させていただきます。それでは4の都市計画案の縦覧・意見書について、でございますが、提出された意見書における内容としまして、大きく賛成、反対の、あ、手元にまだ資料が。参考資料2ということでございますので、意見書におきまして、大きく賛成・反対の意見や範囲についての意見、法的手続きに関する意見、提案、今後のまちづくりに関する意見でございました。特に今後のまちづくりに関する意見は今後の事業展開に関する内容であり、中心市街地の復興につながるご意見であり、意見書提出者の人吉市に対しての思いが伝わってくる内容でございます。都市計画法第19条の規定では「都市計画の案を審議会に付議しようとするときは、意見書の要旨を審議会に提出しなければならない」となっています。そのため、通常は、意見書の要旨について審議会の委員の皆様にお配りすればよいのですが、市といたしましては意見書の内容について、委員の皆様にもご覧いただきたいと思いますので、提出されました意見書の原本の写しを委員の皆様にお配りして確認いただきたいというふうに思っております。こちらはご本人の手書きの意見書、メール等によるものなど本人の氏名やご住所のほか個人が特定される内容等が含まれています。その意見書の一つ一つに対しまして市の意見を記載した資料につきましては、人吉市都市計画審議会運営要項第7条第1号第3号の各号に該当すると思われますので、会長のご判断の必要があると思われます。あ、すみません、条文の条項、7条とお伝えしましたが、9条の第

1号第3号でございます。と、なりますので会長の判断が必要かと思われます。まず前段といたしまして提出されました意見書について、市の方で同じような内容などを整理・集約し、個人情報等についても配慮して作成した資料でご説明したいと思いますが、会長の方よろしいでしょうか。

柴田会長：はい、ありがとうございます。今、ご説明があったとおりですね、都市計画法上、意見書の要旨をですね、ここで議論しなさいということになっています。こちらは多分個人情報があるから要旨ってことでわざわざ条文上で定めてあるというふうに思いますので、それがこのA3のこれになります。これは、あの全然法律で定められているものですし、個人情報等も含まれませんのでここは公開で何ら問題ないと私は思います。一方で市としましてはこれにとどまらず、市民の方の生の意見を皆さまにもご覧いただきたいというご意向がありましたので、法に定められていませんが、本日は皆様にご覧いただくという趣旨でございますので、そのまま本当に生で私も見させていただきますけど名前含めて書いてありますので、そこにつきましては非公開ということにさせていただきたいというふうに思いますので、引き続きこの部分の説明がある、ということですかね。引き続きその部分よろしくお願いします。

豊田主幹：はい。それでは引き続きましてパワーポイントの資料と、あと、綴じておりますけれども右方に参考資料2というふうに記載しております要約している資料、この二つに基づきまして説明していきたいと思います。なお、参考資料2というA3版の資料をパワーポイント版にまとめたのがこのパワーポイントの方になりますので、パワーポイントをベースにご説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。パワーポイントの31ページをお願いいたします。こちらがですね、今回の推進地域の案の縦覧と意見書について、31ページで6月の説明会の時にご説明した際のスライドと、そのホームページでの周知状況について、こういった形で周知を図ったということでございます。次が32ページでございます。32ページですが、こちらは推進地域の都市計画案の縦覧と意見書についての結果でございます。今回、令和3年6月10日の木曜日から23日までの2週間、縦覧を行いました。場所につきましては市役所の都市計画課でございます。周知方法としましては、先ほど申し上げたような形で広報ひとよしの6月号にも掲載して、6月の説明会、それと市のホームページにも記載しております。ホームページ等につきましては、計画書の案の写しも添付したような状況でございます。都市計画課にこられた縦覧者の方の数としましては16名の方においでいただきました。意見書につきましては、縦覧場所においでいただかなかった方からのご提出があったところでございます。合計で15名の方から意見書の提出がございました。33ページをお願いいたします。こちらは先ほど土肥の方が申しあげました意見の内容を集約したものでございますけれども、ちょっと読み上げたいと思います。左側が意見の要旨です。右側がそれについて市の見解というもの着色ごとに分けてあります。一つ目、「街を復興するためには推進地域の都市計画決定を行い、行政からの援助がなければ無理ではないか、と。市が、土地を買い上げなどして街中を田の字に区画整理して面を増やすとともに避難所を兼ねた駐車場の整備を。」という意見書の提出、ご意見がありまして、それに対して市の見解としましては、推進地域の指定に関して、復興するということにつきましては市としても同様の考えでございます。推進地域指定後の事業計画につきましては先ほどからお話しておりますけれども、地区別懇談会等のご意見を集約し、スピード感をもって取り組んでまいりたいと存じます。二つ目のセンテンスです。「市中心部全域を推進地域の範囲に全部すべきではないか」というご意見を頂戴しております。こ

こちらにつきましては、推進地域の指定は建築制限を伴うため、最小限の範囲とするという考えから中心部全域までは指定する必要はないという判断をしております。ただ、地域に指定しない範囲につきましても8つの重点地区ごとに住民対話を重ねながら復興まちづくりを進めていっているところでございます。三つ目でございます。

「説明会における質問と回答を文書にして公開を希望する」ということで、法手続き上の説明会、公聴会に対してのご意見でございまして、こちらにつきましては現時点で説明会における質問と回答については説明会の資料と合わせまして市のホームページに掲載している状況でございます。34ページでございます。こちらはですね、少し、あの、まあ、推進地域について慎重なご意見だったり、反対というか、具体的に書かれたご意見を頂戴した意見をまとめているページでございますけれども、左側です。「推進地域は、いま被災地域は家屋の解体も進んで、人口も減っていて空き地が多い。公園も道路の拡幅も必要ない。元の生活に今戻りつつある、そういうところで町内の話し合いもできないような、できていない状況でこういう計画を出されても反対である。」というご意見でございました。こちらはですね、今度の水害を踏まえ、災害時の避難路や避難場所の確保は必要なものと市としては考えております。また、空き地が増えているということに関して、空洞化を防いで賑わいのあるまちづくりを実現できることも大切だと考えております。町内での話し合いにつきましては、復興まちづくりの地区別の懇談会を鋭意行っておりますので、そちらの方にご参加いただきたい。二つ目でございます。「推進地域の後、新築の際の市長の許可が必要になる。換地や減歩が強制的に行われると聞いた。復興まちづくりに対する市民への意見聴取が不十分ではないか」こちらにつきましては、建築許可は今後の迅速な復興のためにご協力についてご理解いただきたい。推進地域の都市計画決定によって、換地等が強制的に行われるということはございません。住民意向を踏まえて事業を行ってまいります。また、様々な方法で周知は行っておりますけれども、更に住民意向を把握し復興まちづくりを進めてまいりたいと存じます。こちら、周知の部分につきましては先ほどの説明の内容について示している部分でございます。次に、推進地域に直接関係、直結はしないんですけれども、「青井地区の国道445の拡幅をやめて欲しい」ということについては、この路線につきましては以前から既に都市計画決定されておまして、都市機能上、整備は必要だと考えております。また、今後、沿道の土地利用と一体となった空間づくりを検討していきたいと存じます。最後、35ページでございますが、こちらはですね、結構数多く様々な方から頂いたご意見で、今後の人吉市の復興まちづくりについての熱い思いが込められるものでございました。ちょっと集約して読みますが、「中心市街地に図書館、公営住宅、駐車場といったのを整備を要望する」と。こちらにつきましては市の見解としましては、今回の被災市街地復興推進地域の都市計画決定に直接的に関わる内容ではございませんが、今後の復興まちづくりに繋がるご提案であり、具体的な土地利用計画の選定や事業手法の検討にあたって貴重なご意見として活かしてまいりたいと考えております。次は、「市中心部を飲食店街などとして位置付けて行政の協力と指導の下で発展して、融資制度の活用などを含め、飲食店、地権者と協力して、まちの発展を進めていただきたい」という内容につきまして、こちらもち被災市街地復興推進地域の都市計画決定に直接的に関わる内容ではございませんが、今後の復興まちづくりに繋がるご提案であることから、貴重なご意見として活かしてまいりたいと考えております。次はですね、人吉らしさという部分が出てくるんですけれども、「人中心、人吉の町割り、琢磨川を大切にしたいまちづくりを、と。画一的な町だったり、道路構成にはしないで欲

しい」と。これも直接的に被災市街地復興推進地域の都市計画決定に関わるものではありませんけれども、この意見書提出者の方のお考えのなかにとっても色々思いを込めていただいております。今後の復興まちづくりに繋がる提案でありますことから、相良700年の歴史ある人吉に最大限の敬意を払って水害を乗り越え、美しい球磨川とともに持続可能な地域づくりにあたって貴重な意見として活かしてまいりたいというふうに本市としては考えているところでございます。以上、頂いた意見書について個人情報の部分に配慮したところでの内容は以上でございます。よろしければ引き続きまして、実際提出されました意見書の原本の写し等を配布したいと思えますけれども、会長よろしく願いいたします。

柴田会長：はい。それでは今ご説明があったものの原本をこれから配布していただいて、それを皆さんに見ていただいて、それを踏まえてこれまでの議論を含めてまたご意見を頂戴したいと思います。先ほど申し上げたとおりですね、原本の写しになりますので、個人情報が含まれますので、先ほどの運営要項の第7項ですね、いや9条ですね、9条に基づきまして、ここから会を非公開というふうにさせていただきたいと思えます。ですが、やはりこれだけたくさんのご意見をいただいているということ、もちろん市民の関心も高いということでもありますので、先ほど申し上げたとおり意見交換した後採決までを非公開といたします。その後、また再度公開というふうにさせていただいて、こういう結果でしたということを改めて報告させていただきたいというふうに思えます。それでは報道の関係の方々、それから一般の傍聴の方は事務局の指示に従って、申し訳ありませんが一旦ご退席の方をよろしくお願いいたします。それでは事務局の方は資料の配布の方よろしくお願いいたします。

—傍聴人退場—

休憩はどうでしょうか。取りましょうか。じゃあ一旦休憩を取りますので、あの時計で20分まで。ということでよろしくお願いします。

柴田会長：大変長時間ご審議になりまして申し訳ございません。

それでは今、再開させていただきたいと思えますが、今、お配りいただきました意見書4番の写し部分はですね、こちらの方もうすでに目を通されているかと思えますが、どうでしょうかね、この前の時計で30分までですね、ちょっと目を通していただければという風に思えます。

順番は受付順という事ですね。そうですね。ありがとうございます。

—資料確認—

柴田会長：はい、まだご覧いただいている方もいらっしゃると思いますが、はい、それではですね。一定時間過ぎましたので審議を再開したいと思えますが、お読みいただきました原本を踏まえながらですね、これに対するご質問は恐らく市が書いていたかと思えますが、このご意見を読んでいただいたことも含めましてですね、これまで議論してきました中身も含めてご意見等いただければと思えますが、いかがでしょうか。最終的には今日ですね。ご提案のあった推進区域の区域を決定するというところについて採決をするということが最終的にミッションとして与えられている部分ではございますが、ご意見ご質問あればと思えますが、いかがでしょうか。

委員：ご意見をさせていただきます。いろんな意見がございまして、それぞれが人吉の復興・賑わいを願っておられる、それぞれがお言葉だと実感しております。復興の我々の委員に課せられた任務としては、この地区をですね決定するということです。地区を決定してから相当な時間とエネルギーが今後必要かと思っております。大きなテーマを掲げつつ、いろんな人吉らしさとか以前ございました。話の中でですね、そういったものを全体的に見渡しながらか決定をして計画を進めて行くという重要な任務だと思っております。そういった中で、まずはこの地区を決定して、その先を十分な時間をかけて練って、この人吉の街並みを再生するというのが重要なことだと思っております。確かに住民の方、パッと見られて図面とか内容とかですね正直、理解はすぐされないと思います。半分、私たちも通常都市計画とか携わっている人間ですが、それでも分かりにくいのではないかなと正直思います。そういった中でより分かりやすく、大きなテーマ、こういった形で人吉が生まれ変わるんだよというようなですね意志の表れを大きな波と共に何かのインパクトを付けてやっぱり発信していかないとこの町が一つにならないし、まとまらない、発展しないと思っておりますので、この意見書を十分に把握した上で今後進めるべきではないかなと思っております。以上、意見です。

柴田会長：はい、どうもありがとうございました。

委員：今、分かりにくいということがあったんですが、私も都市計画、被災市街地復興推進、懇談会が行われている復興まちづくり、そして、区画整理ですね、これがですね全部混ぜてきてまして、どこからどこまでがどれなのかがちょっと分からない状態なんですね。で、ひとつ質問なんですけれども、ここで区域を決定したとします。でその次の段階に入るわけなんですけれども、その事業計画というのは行政が作るんですか。もちろんその間にまた説明会だの懇談会だのってのがあるんでしょうが、この都市計画審議委員がそのまま審議委員として審議をしていくという形になるのでしょうか。

柴田会長：はい、どうぞ。

事務局：前段の方は復興まちづくりに関連しますので復興局の方で回答させていただきます。後段の委員のご質問の今後都市計画審議会の委員さんに審議していただくのかということにつきましては、都市計画決定を行う事業計画が計画決定を市が行っていきたいという場合には、今後も引き続き都市計画審議会の委員の皆様にご審議いただいて可決か否決かというご議決をいただくことになります。前段の部分は復興の方をお願いします。

事務局：お答えいたします。先ほどの委員の今後のスケジュールという前回のご質問のところに被るところがございすけれども、内容も分かりにくいというご指摘もいただいております。どうしても発災から1年経ちましたところで今後に向けてという事で色んなことを並走させている関係もありまして、今何なのかということ分かりにくいというご指摘がございすけれども、まず地区懇談会、被災を受けた重点8地区で進めておりますけれども、ここではお住いの皆さん方のご意向を丁寧にお聞きするという事で懇談会にお越しをいただいてご意見をいただいております。そのご意見を基にそれを具体化するという事で復興まちづくり計画は秋口までに策定をしたいと考えております。その中の議論というのは、まず地区懇談会のご意見を復興まちづくり計画に落とし込みまして、それをベースに今後は具体的な事業、取り組みを明確にしていくという事になりますけれども、という一つの流れと別に今回の

この復興推進地域の地域指定の件がございますけれど、こちらは都市計画法上の手続きでございますので、今回の地域指定のご判断をいただいた後ですけれども、ただ地区懇談会との意見等も踏まえながら、かつ、お住いの皆さんのご意向を把握しながら、この次はもう少しこの審議の中で具体的にどういった事業をするのかそれをどの区域にするのかと、もうちょっと絞り込みの手続きが出て参りますので、そこに向けて検討を地区懇談会の間でも進めながら次の都市計画決定の手続きに繋げていくという形になって参ります。その一つの期限が来年の7月3日ということでございますので、今回のこの指定をいただいた後に制限が掛かりますけれども7月3日までに指摘の分かりにくい部分もございますけれども色んな内容を固めて手続きを経ていくということになって参ります。まずは、一つは復興まちづくりを秋口までに作るということと、それと都市計画決定の手続きを踏まえながら次どういった形に絞っていくかということを考えていくことになって参ります。以上でございます。

委員：はい、まず今日の決定・採決が第一段階ということで、非常にですね接道問題で家を建てたくても建てられなかったりとか、お店の再建ができなかったり困ってらっしゃる方もいらっしゃいますので非常にその辺もわかりますし、この計画そのものに私は反対する気はないんですが、ただですね、まだ1時間40分なんですね、この審議を始めて。よくわからないといいながら審議しているわけでしょ、たった一回ですよ審議会が、それぞれに準備をしてきていらっしゃるし、今まで懇談会とか説明会とかやってきてらっしゃるのはわかるんですが、たったこの一回で採決をした場合に、なんていうんでしょうかね、どういうふうに映るのかなと、ただでさえこの意見書の中にも住民の意見をという言葉がたくさん出てきてますので、そういう風のを考えた時にこのたった一回一時間半か2時間で採決が、していいものか、これ見方によっては出来レースという見方をされる可能性が非常に高いんじゃないかと思います。もう少し私たちももう一回こうきちっと読む時間が結局無かったわけですから、私は今日採決まで行くのはどうかなというふうに思ってます。急ぎでしなければいけないのは十分に分かっておりますが、そういう風に思います。

柴田会長：はいどうもありがとうございました。といったようなご意見をいただきました。その他は、はい。

委員：はい、私もいま意見書の方を、すみませんでございまして。今初めて目を通していただいて賛否両論あるなあということは真摯に受け止めているところでございます。私たち審議委員といたしましては一年半前から自分の立場というのはわきまえております。その中で今回の発災ということで、私事ですが、説明会は全回出席をし、市民の皆様がどうのご意見を持ってらっしゃるかということをお先ず一番に念頭に置いて参加してまいりました。その中で一番感じることは、さっきがおっしゃいましたけど、人吉らしさを求めてらっしゃるというのはもう肌で感じております。その人吉らしさにして欲しい。新しく人吉らしく生まれ変わりたい。そういう風に私は感じています。確かにがおっしゃったようにまだ2時間もたたないこの時間の中で採決をするのはちょっとそらなんという気持ちは正直あります。私もキャリアがありませんので、思いますが、ここで決定をしない選択をした場合に例えば先ほど言われたような乱立だったり乱開発だったり、じゃあそれをしていいのか、じゃあほかの再開発の復興の手法が他にいいのかという所をすごく考えます。まずは私は自分の町を守りたいです。そして自分たちでじっくり話し合っただけから先進めていけたらという風に考えております。はい意見です。

柴田会長：はい、どうもありがとうございました。その他。

委員：私、法律で仕事をしている人間として行政法の立場から意見を述べさせていただきたいと思っています。今回課題になっている部分というのが土地区画整理事業の問題だと認識しておりますが、行政法において住民に対し不利益を与える場合は説明責任、説明義務というのが非常に大事なものだという風に認識しております。今回、区画整理事業で先ほど出ましたように土地の面積が減る可能性があるという議論が出ておりますが、これその他例えば家を建てられないという議論もありまして、これに対していろんな議論があるのが一つと、もう一つ災害時において、災害が、これ非常に誤解を生む表現かもしれませんが災害からの復興を第一義的なものになっていわゆる、私たち法律家からすると人権が無視されることについては少し謙虚的であればいけないと考えております。であれば、やはり議論、皆様方のご意見というものはきちんと受け止めて、今日の議論の中で1時間半とか2時間と出たんですけども、やはり時間の制約がある中でどれだけの時間をとって議論するかというのを真摯に考えなければいけないと今日考えております。例えばこれは私のほうの意見ですけども、集中審議という考え方もあって、例えば期間を置かずに後1、2回きちんとした議論をもっていくとか、それも期間を置かずにですね、それでいろいろな差し障りがあるのかどうかということを、今私心の中で迷ってます。ここで採決をとるのではなく、集中審議という形でもう少し1週間なり10日なり先で、もう1回集まって議論はできないのかとか、まあそういうところで正直揺れております。あの先ほど課長の方、議長のほうから先ほど区画整理事業の問題については色々と議論が分かれるところがあったということと、もう一つ一番最初におっしゃられた普通の審議会と違って意見を述べる場ではなくって、それぞれのことをくみ取って採決まで取るという責任を考えますと、正直私の中ではまだ議論が足りてないかなというのが素直なところなんです。ですので、採決ということに関しては今のところできる状況ではないというところが今正直なところなんです。以上です。

柴田会長：はいどうもありがとうございました。その他いかがでしょうか。

委員：はいでございます。まず、最初のほうからですね、意見述べさせていただきたいと思いますが、先ず採決について公開か非公開かということでございましたけども、 としては公開すべきだろうと思っているところでございました。ただ、会長の方からですね、団体の代表あるいは市民の代表である方に対して配慮をなされました。そのことも非常に大事であると考えたところでございまして、その中で会長が非公開とされたことについては了承をしたところでございます。また、今回の復興についてゾーニングされたことですが、急速に進めるうえでは必要であろうという風に考えているところであります。また、反対の意見書等も見せていただきましたけれども、確かに進めるうえではメリットもデメリットもあると、また他の被災地区の推進の仕方についても色んな方法があって色んな失敗等も課題等もあったということでございまして、そういうものを今回もすべて当てはまるようなことで反対を言われている方もあるというところでございます。これにつきましてはですね、復興局長言われましたようにゾーニングが済んだ後は市民の方あるいは被災者の意見等を十分に踏まえながら進めていくということでございますので拾い方についてはまた色々な方法があるかと思っておりますけれども、慎重に進めていただきましてですね、この1年少しの間にですね、市民の中には市がどのような工法で街づくりを進めるか方向性を示していただけるか、その方向性で自分がそれに乗るか乗らんかを判断したいというお声も非常に私どもも聞いておるわけでございます。そういう中で民意を取組んだ市の復興まちづくり計画を立てていただいて、そして、人吉市の賑わいを

急速に取り戻したいというふうに私どもは思っているところでございます。ということで、こういうゾーニングについてはですね早く全開していただきしっかりと市民に説明責任を果たしていただきたいという風に考えているところでです。

柴田会長：はいどうもありがとうございます。ちょっとまだお声を聴いていない方もいらっしゃると思いますので、せっかくですので、はい。

委員：です。今回の水害でですね、その被災されたところで道路が4メートル道路に接していないというようなことで再建ができないというようなことでこれはあってはならないことだなと思っております。新しい街づくりということでございますけれども、こういった道路を含めてですね今後都市基盤の整備は必要であるという風に思っておりますので、ただこう時間的なものもございまして、できれば速やかにですねそういったところは進めていただければなと思っております。以上でございます。

柴田会長：はいありがとうございます。委員はいかがでしょう。

委員：皆さんのいろんな意見を聞きましてですね、それと意見書を読みまして、意見書ばかりのことで判断するのはいかがなものかなと、計画にはいろいろな計画も載っておりますので、今後の方向性としてはですね、やっぱりこれは進めていくべきじゃないかなあって思っております。以上です。

柴田会長：はいどうもありがとうございました。なんとなく皆さんのご意見を伺ったよう形になってしまいましたけれども、今ちょっとご意見としては採決するのもまだ早いんじゃないかと、もう少し議論を尽くすべきではないかというご意見と、とは言えこれ法律上2年なんですよね、法律で決まっているんですよ2年というのは。だからあと1年しかないんですね、これが使え期間というのはね、ということがあれば早くこれを決めて次に進んでいった方がいいというご意見と大きく2つあったのかなかなと思うんですよね。どうしましょうかということなんですけども、どうしましょうかね。

委員：すいません、1点よろしいでしょうか。これ確認なんですけども、一応これ可決されましたと、ここで決めます。やりますって言ったときに、やはり今からいろんな説明会をやっていって来年の7月4日でしたっけ3日でしたっけ、までに結局やはり住民が納得できませんよと、中止を求めた場合、あるかどうかはわかりませんよただ中止を求めた場合に、じゃあこの計画はやっぱりガラガラポンで白紙になりますということはある得るんですか。

柴田会長：いかがでしょうか。

事務局：ご質問ありがとうございます。今回の計画書ですけれども、これ地域指定のみですので具体何かの事業をするというのはこの場で決めることでは当然ございません。今委員ご指摘の通りですけれども、例えば先ほど申し上げた区画整理事業をするかどうかという判断になった際に、地元の皆さんがそんなことは迷惑だと、減歩が発生したようなことをやっていただくのは迷惑だと、とても賛同できないとおっしゃる方が多ければ当然着手できない話でございますので、そういった事業はやらないということになります。そうなりますと来年7月3日でこの制限は解けてしまいますので、後はまた本来の民間ベースの復興になっていくという、そうした今回街づくりの方向性をお示しし中身はまだ議論が必要なんですけど、こういった取り組みをしていくかというの1つの手法が今回の主でございまして、まあこれは制限等は来年自動的に解けると。そこまでに具体の事業が固まらなければ、同意がいただければ、その事業は出来ないということでございます。

委員：了解いたしました。

事務局：すみませんちょっと一点だけ補足といいますか、こちらの今回の付議案件の計画書の部分でございますが土地区画整理事業や地区計画の都市計画決定等によるという風に記載しております。まあ事務局の方からもありましたけれど区画整理以外にも様々な都市計画事業ございますのでそういったのはまたそういう懇談会の中でお話があればそういう可能性はゼロではないんじゃないかなという風に事務局としては思っているところでございます。一つは参考なんですけれど駅前も地区計画という都市計画決定はなされているところを申し添えておきたいと思えます。失礼いたします。

柴田会長：はい、ありがとうございます。今回の議論は都市計画法に基づくこの推進地域の決定指定なんですけれど、これは言ってみたら大きく大きな復興まちづくり計画の一つの手段に過ぎないんですよ。この都市計画で全部できるわけじゃないし、逆に言うところをやらなきゃできないわけでもない可能性もあるんですよ。ですが今現状では市事務局の考え方としては、いったんこれで制限をかけてその街づくりですね、やっぱりある意味個別に建て替えが進んでいくとトータルの街としてマイナスになる面もあるんで、それは少なくとも1年の間制限を掛けさせていただいて、議論する時間を確保したいという意図かと思えますので、これは一つの手段に過ぎないということも一つ皆さんのご判断の要素として入れておいていただきたいという風に思えますし、それからどなたがおっしゃったか忘れてしまいましたけれども、一方でこの意見書もそうでしたしこの議論前半ですかね、休憩前の議論はまだ市民の方の理解も足りない部分も多々あるし、それから市も再三おっしゃているとおり、これから市民の方の意見をうかがって、何を具体的にやっていくのかというのを話し合っていかなければならないということです。そういった市民の理解、市民の方の、何と言いますかね議論ですかね、議論を踏まえてもう少しより具体的なものを決めていきたいということでございますので、その部分がとても重要な部分で、もしかしてこれを採決して、採択されたとすれば、仮にですよ、なんか付帯意見のようなものを付けてですね、あのなんちゅうかな開始ということも手段の一つとしてあるのかなあと、ここで決定はするけれども、あと住民のこととかなんていうかなあ、もう少し具体的な部分をですね時間をかけてという意見を付けておくというのは手段としてはあると思えますので、そういったこともぜひご議論というかご意見いただければという風に思うんですけどもいかがでしょうか。まあ逆に、ちょっと採決まで行くのを不安だとおっしゃった委員がいらっしゃいましたけど、じゃあもう一回会議を開くとしてどんな議題といいますか、どんな論点を議論したほうがいいかなという部分が、もしあればと思ったんですけど。もちろん私も一回で決めてしまうのはあの正直もちろんどうかなあと思う部分もありますけども、一方で急いだほうがいいという部分もおっしゃっていただいているので、もちろん私もせめぎ合っているんですけど、ある意味もう一回やるとしてもですね、どこが重点的な論点となりうるのかなということなんですけど。

委員：会長からの貴重なご提案ありがとうございます。2点あったかと思えます。1点が付帯意見の件ですけども、今私の中でも付帯意見をつけていただきたいというのは心の中で沸々とあって、仮に今日採択されたという場合は付帯意見というものを重要と考えていたところです。2点目につきましては、もし仮に採決を延ばした場合にどういうものを論点とするかというのは、まず、私の中の個人的な意見では、この書類をもう1回1週間、10日読み込んで、その後1時間程度の議論を尽くしてそこ

で採決を行うというところで今考えていました。所謂、もう1回きちんと読んでくるべきところで考えたところ、まだあの理解の度合いがですね、個人的には私の中ではなかったもので、そういうところでちょっと考えていたところです。ですから先ほど述べたのは、委員の一人として理解できていない、これだけ色々議論を尽くしても、ちょっと資料とかを読んでもちょっと不明な点があります。それを自分なりに調査、調べてこの次回答を持ってこようかなと思っているところです。ま、あくまでこれは個人的な意見です。

柴田会長：はい、ありがとうございます。何かそのほかご意見ございますでしょうか。いかがでしょう。どうでしょうかね。最終的には私がここで言わなきゃいけないんですよね。ええと、そうですね。なかなかこれが難しいところなんですけれども、そうですね、悩ましいのですが、やはり私としましては、今日ここで採決をさせていただいて、やはり市民の方に、市としてはこういうことを考えているんだということをまず示したうえで、で、この意見書を見ていると、かなり誤解なり何と言いますかね、それもあるし、それからこの範囲を越える話もたくさん入っていて、やっぱりまだすごく、かなりやり取りですね、ご説明と意見交換をもっと密にやっていく必要は当然すごく感じましたので、やはり先ほど申し上げたとおり可決されたとすればですよ、付帯意見としてそれらの内容を付けていくという流れが私としてはもう1回、おっしゃっていただいたとおりね、自分なりちゃんと調べて理解したうえでもう1回改めてやってそこで採決という方法ももちろん有り得るんですが、ここで採決をさせていただいて、いきたいなというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

委員：よろしいですか。

柴田会長：はい。

委員：はい、でございまして。この推進地域の決定というのはですね、確認も含めてですけども、これで決定したから事業を必ずするというわけではないわけですよ。ですから1年間、ようは建築の規制をかけて、例えば3階建てであるとか、地下を持っているような構造物であると計画の中で支障があるのでそこはやめてくださいよ、というような計画なんですね。ですからまずは、もっとエリアを広げても私はいいと思うんですけども、そういう中でたくさんの方と議論をして、そのエリアの中での全ての方といろんな方と話をし、じゃあこの部分だけこの一部分だけでもそういう計画しましょうかとか、いうことはされると思うんですよ。ですからエリア自体の、この今日の推進地域の決定のエリア自体を決めることは全然問題ないんじゃないかなと。あと、やる、やらないというのはもちろん行政側が誠意を持った調査、検討をやってですね、例えばそういう中で、意見等ができるだけ少なくなるように、都市計画道路があれば都市計画道路の補助金をもらってくるとか、公園整備をするのであれば公園整備の事業費をもらってくるとか、色んな知恵、汗をかいていただいてですね、そして意見が少なくなるような形でですね、やっていかないと、色んなことでですね、地域の決定については早急に決めて、そして進めてもらいたいなというふうに思っております。以上です。

柴田会長：はい、ありがとうございました。それではですね、本当おっしゃっていただいたとおり、わずか数時間の議論で決定という採決をするというのは非常に確かに十分と言えない部分もありますが、やはりですね、スピードというものを重視させていただいて、ここで採決という形をとらせていただきたいというふうに思います。採決はですね、挙手、ですね。挙手による採決ということをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それではですね、ただ今、これまで審議いたしてま

いりました、被災市街地復興推進地域の区域の都市計画決定について委員の皆様の、賛成の委員の方につきましては挙手をお願いいたします。はい、ということで挙手多数ということでございます。ですので、原案どおり可決ということでさせていただきたいというふうに思います。で、先ほど申し上げましたとおり、付帯意見をですね、付けたいなというふうに思います。具体的な文案は考えていないんですけども、主旨としては、今後の復興まちづくり若しくはそれを実現するための復興事業を実施する際には、住民の方のまずは理解とそれから住民の方の意見をですね、理解を得たうえで意見を踏まえて、意見を踏まえたうえで進めるようにと。もう少し文章はこなしただ方がいいと思いますけど、という主旨で付帯意見をつけるということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。じゃあ、そういったような意見を付けるということで、採決、可決ということでいきたいというふうに思います。皆さん、本当に真剣、真摯なご議論をありがとうございました。それではですね、ただ今の結果を先ほどの報道の方、傍聴人の方にご報告したいと思いますので入場の方をしていただければというふうに思います。

(傍聴人入場)

柴田会長：はい、それではですね、採決の結果についてご報告いたします。まずは、正直に申し上げまして、この場で採決すべきかどうかということから議論いたしました。ですが、やはり復興という観点からするとスピード感ということも重要であるということから、今回ですね、被災市街地復興推進地域の都市計画決定につきまして採決をいたしました。採決の結果、賛成多数ということで原案どおり可決いたしました。ですがですね、この審議の過程でたくさんの委員の方のご意見では、やはり住民の方の意向なり意見が、まだ十分、それからまだそもそも理解が得られていない部分、多々あるのではないかと、それからたくさんいただいた意見の中にもそういった意見が多々あったことからですね、付帯意見を付けるということになりました。詳しい文案につきましてはもう少し精査しなければいけませんが、今後の復興まちづくり、それから復興事業、復興まちづくり事業の検討、実施にあたっては、住民の方の理解を得たうえで、さらに住民の方の意向を十分把握したうえで進めるようにという意見を付したうえで、可決したということでご報告をさせていただきます。付帯意見は今の主旨でよろしいですね。はい、ということでございますのでご報告させていただきます。はい、それではですね、議論がですね、もちろんこれで十分とはいきませんが、長時間の間ですね、非常に真剣な議論をいただきましてありがとうございます。以上をもちましてですね議事の方は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それではですね事務局の方へお返ししたいと思います。

9 閉 会

布 見：ありがとうございました。柴田会長におかれましては議事の進行を大変ありがとうございました。また、委員の皆様におかれまして長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、本日の人吉市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

本書のとおり相違ありませんので、人吉市都市計画審議会運営要項
第10条第1項の規定によりここに署名します。

2021 年 8 月 2 日

議事録署名者

人吉市都市計画審議会会長

栗田 祐

本書のとおり相違ありませんので、人吉市都市計画審議会運営要項
第10条第1項の規定によりここに署名します。

令和3年 8月 5日

議事録署名者

人吉市都市計画審議会委員 今村 修

本書のとおり相違ありませんので、人吉市都市計画審議会運営要項
第10条第1項の規定によりここに署名します。

令和3年 8月 6 日

議事録署名者

人吉市都市計画審議会委員 徳川 禎郁